

次に、特別検査の結果公表に合せて主要行が公表した十四年三半期の主な財務内容を見ますと、特別検査等を踏まえた結果、不良債権処分損は七・八兆円と、昨年十一月時点の業績予想六・四兆円と比べると、一・四兆円の増加、二・一％増となっております。また、自己資本比率は、国際基準行については八％、国内基準行については四％を大きく上回る水準となる見通しであります。

さらに、より強固な金融システムの構築に向けた施策につきましては、ペイオフ解禁がなされたこともあり、総理の指示を踏まえ、金融システムの安定を確保するため、不良債権処理等を更に促進するよう、切れ目なく施策を講じる観点から、金融庁として取りまとめたものであります。

この新たな施策は、三つの項目から成っております。

第一に、不良債権処理の促進のため、主要行に対し、その破綻懸念先以下の債権のオフバランス化について、原則一年以内に五割、二年以内にその大半、八割めどとの具体的な処理目標を設定するよう要請することいたしました。

第二に、主要銀行グループ別に検査部門を再編することにより、通年・専担検査を導入し、実質常駐検査体制といたします。

第三に、金融機関の経営基盤の一層の強化と中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭に置いて、合併促進を中心とした施策を早急に検討することとしております。

これに併せて、中小企業等の経営実態に応じた検査の運用確保のため、金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編(案)を公表するとともに、検査の効率性の観点から、資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好な金融機関に対しては、与信額が一定額以下の債務者について、原則として自己査定にゆだねることとしております。

今回の特別検査の結果や十四年三半期の主要行の財務内容の概要に示されているように、不良債権処理の具体的進捗が図られたところですが、金融庁としては、引き続き、より強固な金融システム

の構築に向けて全力を尽くしてまいっている所存であります。

以上でございます。

○委員長(山下八洲夫君) 以上で説明の聴取は終了しました。

これより本件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林正俊君 帝国データバンクの四月十二日の発表によりますと、二〇一一年度の企業倒産の集計は、倒産件数で前年度比五・九％増の二万五千二百件、一九八四年の二万三千六十三件に次いで戦後二番目の水準だと、このように報じております。また、負債総額につきましては、十六兆一千四百八億円で、前年に次いで戦後二番目の大きさになっております。上場企業の倒産はマイカルを始め二十一件で戦後最大でございました。

しかし、このような状況でございましたが、四月の月例報告で発表されていきますように、景気は依然厳しい状況にあるものの底入れに向けた動きが見られると、ほのかな明るい見通しを示しております。

政府は、緊急対応プログラムで、デフレスパイラルを阻止して、二、三年以内に確実に不良債権を最終処理、正常化を進めると、健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないようにすると約束してきたところでございます。

金融機関が不良債権というおしを外して、信用創造、仲介機能を果たし得るようには体力を付け、市場から信用されるようにならなければならぬわけでございますが、三月危機は乗り切ったものの、四月一日、ペイオフ凍結解除、四月一日から実施されましたけれども、かねて言われておりましたように、預金者の金融機関を見る目、選別が厳しくなっております。金融機関も合併等で体質強化を図っており、また不良債権の処理を急いでいますけれども、まず、このペイオフ凍結解除に当たりまして、預金者側の行動についてお伺いしておきたいと思っております。

大手の銀行に対して相当の預金シフトがあるやに伺っておりますし、定期預金から普通預金へのシフトが進んでいるというふうに伝えられておりますが、その状況はどういう状況でございましょうか、金融庁に伺います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ペイオフ凍結に伴いまして預金のシフトが起こることはかねて想定をしておりました。私どもとしては、ある意味で正確な知識に基づいた預金の移動というものは預金者として健全な行動である、こういう受け止め方をすべきものだというふうに認識をいたしております。

実際上どういう具合になったかということでございますけれども、十四年三月末、ただ、信用組合だけは二月の末の統計でございすけれども、全国銀行で預金が増加をいたしました。それが六％というところでございます。都銀は大体、大体いつもそんな感じだと私、記憶しておりますが、全国銀行ベースの二倍くらいということなんです。うか、今回は一一・一％ということでございます。

それから、地銀は一・七％の増ということでありまして、第二地銀がマイナスの一・〇％ということでございます。なお、加えまして、信金がマイナスの〇・九％、信組は、先ほど申したように二月末の統計ですけれども、〇・八％ということ、そう大きな問題のあるような預金シフトが起こったということではなかったというふうに認識をいたしております。

他方、しかし、銀行の定期性預金と流動性の預金というもののについては、若干と申しますか、移動がありまして、定期性預金についてはマイナスの八・二％というのが、これはちょっと統計が古くて一月末でございすけれども、そういうような状況になっております。

さらに、地銀、第二地銀の方で見ますと、定期性預金が七・三％の減を示したのに対して、要求払い預金というか、流動性預金は一五％の増というように、定期性預金から要求払い預金へのシフトが起こっている、同一機関内でも起こっ

ているということは読み取れるかと思っております。

○若林正俊君 今、大臣からお話ございましたように、庶民あるいは企業の預金者は金融機関の信用度に対して大変不安をお持っているわけでありまして、大変デリケートな状況にあるように思っています。

そこで、大変残念なことではありますが、みずほグループにおきますコンピュータシステムの混乱が発生をいたしております。そのような金融システムの体質の改善とか、あるいは各金融機関が体力を付けようという努力をし、社会的な信用を高めなきゃいけないというときにこのようなトラブルが起こったということは大変残念なことでございます。これは日本の信用秩序といえますか、金融システムに対する信頼を失墜させるという異常な事態に発展をしているように思えます。このことは、ただ単にみずほグループの問題にとどまるものではないというふうに思います。

このような異常な事態が起こりました最大の原因は何にあったかと柳澤大臣はお考えでございますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回のみずほフィナンシャルグループのトラブルにつきましては、もう極めて遺憾なことでありまして、また極めて事態は重大であるというふうに認識をいたしております。

金融庁といたしましては、このような認識に基づきまして、四月の三日に銀行法二十四条に基づく報告の徴求をいたしまして、期限を十日ということで、十日の日に報告をいただいたところでございます。しかし、この報告ではまだ事態を解明し切っていない、言わば中間的な報告にとどまるというところでございまして、引き続きこの報告の補遺と申しますか、補完というように形の報告を現在求めているというところでございます。

したがって、原因は何かといえますと、現象的な原因は、これはもうシステムの不具合があった、あるいは手作業と申しますか、人手によ

る事務のミスがあったというようなことが指摘をされ、またこの報告もいただいているわけでごさいますけれども、我々もいたしましては、この段階でこうしたことについて部分的にお話を申し上げるということではなくて、もっと完結した報告をしつかりいただいて、その上で私も必要な監督上の措置を講じてまいりたい、このように考えているところでございます。

○若林正俊君 今なおトラブルが続いているように報じられておりますが、金融庁としては、いづごろ正常化するというふうな状況判断をしておられますか。いづごろには正常な状態になるというふうに考えていますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 二つ大きく分けてトラブルがあったわけでございます。一つはATMのトラブルということでございますし、もう一つは口座振替のトラブル、こういうことであったわけでございます。

ATMについては、九日、今週の火曜日でございいます。正常な稼働をしておるというふう聞いておりますし、口座振替につきましても、二重引き落としのトラブルというものについては、同じく九日までに修復が完了したというのを聞いております。

ただ、口座振替につきましては、早いうちに生じた処理未済のものがまだ残っているという状況でございます。もう例えば、おとといでございまして、これは給料の振替というふうなことに付いては、これは滞っていたものよりも先にもう処理をするというふうな処置を取ったようでございます。今滞っているのは、さきのトラブル絡みで遅延をした部分、これについて四十万件程度残っております。これを今後二、三日中に引き落とし完了にすると、こういうことであるというふう聞いております。

ただ、じゃ、振替について完全な手続が終了するかという、これは何かそのデータを当該の取引先にお返しすると、何か還元というふうなことを言っておるようでございますけれども、そうし

たものであるとか、あるいは顧客への結果通知というふうな処置も行った上で完結というふうなことになるというふう聞いておまして、こういったものについてはなお二週間程度の時間が掛かるというふうな報告概要であるわけでございます。

正常化というふうな今、委員はおっしゃられましたけれども、私どもとしては、念には念を入れて正常化ということば言わないといけない。五日、十日であるとか、あるいは月末であるとか、あるいは月の初めの日であるとかというふうな、そういう決済が非常にロードが掛かる日をしつかり無事に処理できるかということを経営的なこと、やはりちよつと、取りあえずの正常化ということすら言うのはちよつとちよつとやるということ状況でございます。

そういうことであるというふうな我々の方は認識を持てているというところでございます。

○若林正俊君 今まで例を見ないような巨大な金融機関、三つが合併をする、統合をするというところでございまして、巷間言われておりますのは、二つが合併する、言わば二次方程式でも大変なところを、大きいところが三つ合併して三次方程式をきつくり解くようなものだ、だから何らかのトラブルというのは予想されていたことだというふうにも言われるわけでございます。

金融庁は事前に、このような巨大な金融機関の、合併によって巨大な金融機関がスタートを切るということについて、こういうコンピュータシステム上の不具合、トラブルが発生することを予見をし、このことについて特に関係金融機関三機関に対して注意を促していたというふうなことも漏れ聞いておりますが、そのようなことがあったんでしょいか。ある程度その危険があるということば予見していたのかどうか、そのことを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融検査マニュアルというものが、私ども九九年七月に制定させていたしまして、以後の検査というものは、この検査

マニュアルによつて金融機関の検査に当たらせていただいているわけでございます。

このコンピュータシステムについては、やはりそれ自体にリスクがあつて、それがまた金融機関の円滑な業務の運用にとつて非常に重要な要素になつていくということ、検査マニュアル自体にシステムリスク管理態勢の確認検査用チェックリストというところで、これ、一章を立て、よく不良債権問題について御議論をいただく部分は信用リスク管理態勢のところですが、それとは別個にシステム管理態勢のチェックというものも行われるということになつております。

みずほのグループにつきましては、私ども、昨年の三月に立入検査をして通常の検査をさせていただいておまして、立入検査は六月に終了して、結果を十月に検査結果通知ということで御通知させていただいておりますが、そこでは、このシステムリスクということについても心配な点があるということば指摘をさせていただいたという経緯がございまして。

○若林正俊君 起こつてしまったことですから、まずは事態の早期な収拾を図つて正常化するということに全力を挙げてもらいたいと思ひますし、しかし同時に、これは日本の金融システム、信用秩序にも深くかかわり、内外ともに信用を失墜するということのような事態であると思われまして、この間の状況はしっかりと把握をされた上で、該当金融機関はもとよりですけれども、金融庁内部においても、このようなことが再発することがないようその責任を明確にしていく必要があると思ひます。

今日、みずほホールディングスの社長の前田さんにも来ていただいておりますけれども、私の時間限られておりますので、このことにつきましては、金融機関当事者としてどうかという問題はそれぞれ関係議員の方に譲りたいと思ひます。この特別検査について伺ひたいと思ひます。この特別検査のねらいは今更申し上げるまでもございませぬ。我が国の金融機関、特に大手の金

融機関に対します市場のいろいろな不安あるいは不信が長く報ぜられております。その意味では、市場の信頼を取り戻す、そういうねらいから大手行に対する特別検査を実施したわけでございますし、先ほど大臣の方から報告がございました。

こういうことによりまして、大手行、主要行の当事者と監査人であります公認会計士と行政が言わば一体になつて問題企業についてその信用調査を判断を下したということ、全体像が明らかになりましたので、これで日本の金融機関に對しはかなりの程度消えていくんじゃないかと思ひますけれども、新聞情報ではなお依然として、銀行復活なお遠くとか、健全宣言の実は伴っていない、あるいは自己査定が露呈された、市場の疑念は晴れないなど勝手な批判も出ております。しかし、これは無視できないことだと思ひます。

そういう意味で、今後とも、金融システムへの懸念がぬぐえないという、そういう批判に對しては謙虚に耳を傾けて、しっかりと身を引き締めて対応してもらいたいと思ひます。

この結果の中身、いろいろな数字上にわたりまして私自身もやや疑問の点もございまして。それと同時に、外への発表の仕方として、対象となつた企業のメーバンクの与信残高をずっと足上げてきているわけでございますが、対象検査機関、対象企業に對します準メーバンクその他メーバンク以外の金融機関もかなりの程度与信しているわけで、そういう企業の不安というものが全体に反映するようになり、そういうこともあるんだというのを併せておっしゃつていた方が、更にデイスクローズといひますか、不安に對する回答としては良かったんじゃないかなというふうな思ふところでございます。

しかし、何はともあれ、ここまで来て明らかにされたことでありますので、このことは評価するところでございまして。そこで、この特別検査に關係をいたしまして、

今後、より強固な金融システムの構築に向けた施策ということで、かなり思い切った対応策が講ぜられるように発表されております。これもそれなりに評価いたしておりますけれども、その中で、金融機関の合併の促進ということに触れております。特に、中小金融機関の体質強化のために合併その他の方策を講ずるといことを言っておりますが、まず、合併その他の方策として具体的に金融庁はどういうような方向を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 日本の金融システムを強固にしていかなきゃいけないということは、これは言うまでもないことでございますけれども、そのためには一番大事なことは何かといいますと、やっぱり収益性を始めとする財務、経営の基盤が強化されるということであろうと、こういうふうに思っております。

そういう観点から見た場合に、特に最近、加えて、地域における中小企業金融の円滑化をもっと図るべきだ、こういうような声もございまして、そういう声にこたえていくためには一体どういうことをしたらいいだろうか、こういうことを私も考えておるわけでございましてけれども、いろいろ金融機関のこのところの破綻とかそういうもの、あるいは融資の状況というやうなものを見るときに、やはりもう少し、経営基盤というか資本の規模というか、そういうものも大きい方がそうした要請にこたえ得るという体制になるのではないかと、こんなふう考えているわけでございまして、いろんな手法が、これは歴史的にも、例えば昭和恐慌のときなんというのは、もう最低資本金をばっと上げまして、それに付いてくるところだけ市場に残して、あとは、というやうな措置も行ったわけでありますけれども、私どもとしては、そういうことではなくて、若干脆弱なところはあるけれども、強固なところもあるというやうなことで、今言った地域の末端に至るまで強固な金融システムを作ることが大事だ。そういう意味で、合併の促進、あるいはこれから検

討していく中で、もうちょっとほかのものもあり得るぞ、並行して取るべき措置があるぞというやうなことを、やや幅広く検討していきたいということを含めましてお話を聞きしたいと思います。

○若林正俊君 合併の促進ということになりますと、地域の金融機関、特に協同組合金融機関の場合には大手とはまた別の難しい問題を一杯持つております。しかし、一方、そういう金融機関が合併を通じて体質強化しなきゃならないという要請も強まっておることは事実でございます。もう積極的な取組が必要だと思っておりますけれども、このことについて、今日、信用金庫協会の長野会長さん、信用組合中央会の会長の田附さんがおいでいただいております。後ほどこのことについて、またこれからちょっと御質問いたしますが、そのことを含めましてお話を聞きしたいと思います。

また、全国信用保証協会連合会の牧野会長にもお見えいただいております。牧野会長には、さきに行われましたこの特別保証でございす償還期が来ておりました、予想された、設計したよりもなおいい状況で回収も図られておるといふふうに聞いておりますが、この特別保証につきまして、返済条件の緩和というやうなことが求められておりますし、また、昨今、不動産担保が担保力を失つてきていることも関係しまして、売却金債権の担保の融資保証制度を創設をしたわけですが、その実施状況についてお伺いしたいと思います。

なお、この中小企業金融に關係をいたしまして、私はかねてこう思うんですけれども、この中小企業に対する融資条件として、金利が二%から三%、せいぜい四%というやうな金利体系のほかに、一方、町の金融になりますと、もう二九%、三〇%近いやうなものがあつて、それに頼つていられる中小企業の人も非常に多いわけですね。どうしてこの中間の金利体系、例えば六%とか七%、八%というやうな中位の金融の仕組みというのが一

般的にならないだろうか。

と同時に、中小企業については、経営者に対する社長個人の保証のみならず、家族や親戚まで保証人を立てると。結局、もし事業に失敗をしますと、もう敗者復活できなくなるやうな、とことん夜逃げしなきゃいけないやうな状況にまでなつてしまつと。こういうシステムというのはいさやうに直して、敗者復活も、チャンスが与えられるやうにするということも念頭に置きながら、この担保保証の条件を緩める、あるいはリスクの高い、その分だけリスクの高い分は金利で対応するという意味で、例えば七、八%とか、支払能力ぎりぎりまでリスクを取つてもっと貸していくというやうなことが特に中小企業金融にとつて必要ではないか、かねてそんな思いを持っております。

いろいろまとめてお話を申し上げましたけれども、このことにつきまして、まず信用金庫協会の会長さん、そして信用組合中央会の会長さん、そして保証協会連合会の会長さんに、時間が私は三十七分までということになっておりました、もう限られております。一言ずつお話を伺つて終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○参考人(長野幸彦君) 早速でございます、お答えいたします。

金融機関の合併ということですが、私は必ずしも合併がすべて、最善の方策ではないといふふうにまず思つております。ただし、現在のやうな経済構造、情勢の中で、ある一つの地域がこれは非常に疲弊したと、こういうやうな場合には、やはり多少地域を広くしておく、こういうやうなことで何となく、この地域は駄目だけれども、この両方合わせた何となくこの地域の開発をやつていくんだ、こういうことも一つあるんではないなからうか。

それからいま一つは、必ずしも経済規模が大きければいい、組織の規模が大きければいいということではございませぬけれども、やはりこれからは人材の確保、育成ということが問題になつてくるだらうという気がいたしております。そうなり

ますと、やはりある程度の規模を持つて人材の確保、あるいはその中において育成をしていつて、地域の開発あるいは中小企業の育成のためにアドバイスできる人材というものを待つ必要はあるだらう。

そういうやうな意味で、地域性、経済性の関連のある状況の中では、合併というやうなことも当然進んでくるんではなからうかと、こういう気がいたしております。

以上です。

○参考人(田附長知君) ただいまのお答えでございしますが、私どもの業界はいろいろと業種あるいは地域、いろいろなものがございまして、必ずしも合併が即効性化につながるという問題につきましてはやや疑問がございします。また、地域の組合の場合は地域性が非常に高い、強いということでございますので、その分だけ、広がりましてと効率が悪くなる、サービスが低下するといふ欠点がございます。

ただし、今、長野委員のお話ございましたやうに、人材の問題というのには、合併あるいは業務提携によつて人材の充実が図れるという点につきましては十分な効果があるかと、このように考えております。

○参考人(牧野洋一君) 私に對しましては二点御質問がございました。

第一点の、金融安定化特別保証の返済条件の緩和、この状況はどうかというお話がございました。私どもとしては、金融安定化というのは平成十年度から実施をしているわけでございします。十二年の十二月以降、中小企業庁によりまして、特別保証にかかわります条件変更のガイドラインの改定、これを数次にわたつて強く要請されてまいりました。

そういう方向で私どもとしては、安定化保証は百七十二万件、合計二十八兆九千億円、保証承諾をしているのでございしますが、その中で条件変更の累計は、本年の三月末現在でございしますが、十三万四千件、保証承諾累計七・八%と、こういう

状況になっておりまして、我々としては精一杯今後とも努力をしてみたいと思っております。

第二点は、売掛債権担保融資保証制度の実績あるいは今後、こういうことをごさいます。

売掛債権担保融資制度は、先生方御案内のとおり、昨年十二月十七日から法律が施行され、実行されるようになりました。これで今まで現在、先週末、四月十二日まで現在で申込みは三百八十二件ございました。実は、一か月ほど前の三月五日現在では百六十九件で、約三か月で、非常に数は少ないんですが、そういう実績でございましたものを、この一か月間で倍以上に上して処理を始めている、こういう状況でございます。

私もとしましては、金融機関とか中小企業者、中小企業団体などに対して説明会、勉強会などを、あるいは広報活動を中心に普及に努めてまいりましたところでございます。柳澤大臣それから平沼大臣からも度々強い御指導をいただいております。

ただ、本件につきましては、売掛金を譲渡担保にするという今までにない商習慣に対する風評被害とか、譲渡禁止特約解除に対する抵抗感が本制度の利用促進の弊害となっているわけでございます。特に、譲渡禁止特約解除については建設業などには影響が大きゅうございまして、今後、関係省庁におかれましては早期に協議を調べていただきまして制度の促進に結び付けていただきたいと思います。

我々としては、今後とも地元金融機関に対するアプローチを更に強化すると同時に、利用促進策を積極的に取り組んでまいりたいと、かように思っている次第でございます。

○若林正俊君 時間が参りましたのでこれでやめますけれども、このたび金融庁の方が、金融検査マニュアルの別冊・中小企業融資編というものをパブリックコメントに付しております。どうか、全銀協もそうですが、特に中小金融機関の皆さん方については、中小企業を対象にした金融機関でございますだけに、検査が厳しいから貸し渋り

だ、言わば貸し渋りがしだと言われるような、そんな事態があるんだと巷間伝えられたこともありますが、ひとつ実情に即した金融の実施が行われますように、このパブリックコメントを通じてちゃんと遠慮なく注文を付けてもらいたい、こういうことを要望し、中小企業に対する融資の円滑化についてなお今後とも御努力をいただきますようお願いをして、終わりたいと思ひます。

○峰崎直樹君 今日、多くの方の参考人をお呼びしたわけですが、今、若林委員の方からも質問ありまして、私の要求をしていた参考人の方でもちよつと質問できない場合もあると思ひますので、御容赦願ひたいというふうに思ひます。

最初に、これは昨日の段階で通知をしておりますので、御容赦願ひたいというふうに思ひます。

塩川大臣、実は、スタンダード・アンド・プアーズが国債格付をワンランク下げたこと、それは、日本の構造改革が遅れているということ、それからもう一つは、実は小泉内閣に対する支持率が低下したということが理由だというふうに報道では私は聞いていたわけですが、財務大臣、国債を発行されている財務大臣としてどういふ感じを持たれているのか、感想をお聞かせたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正一郎君) 一言で申しまして、非常に残念なことだと思っております。

ムーディーズはもう引下げをいたしました。それに合わせてS&Pも今度引下げをしたのでございますが、その報告書の中に挙げておりますのは、財政構造の改革が進んでおらないということが一つ、不良債権の解消が進んでおらないということが一つ、それからもう一つは、社会保障並びに貿易改革に対する要するに評価が低いと、こういうことなんですね。

一方、日本にもいいところはあるんだということとは言っておるんです。それは、潜在的生産力というものの、経済力というものは相当やっぱ強い

ものがあるということ、通貨の普及率が世界で三番目の力を持つておるとか、だから一層の改革を進めてもらいたいということが結論なんです、そのために一つランク下げることなんですね。

私は、これを受けて、やっぱ反省すべきところはきちつと反省すべきだと思っております。今日の記者会見でも、これをやっぱ一つ一つの示唆だと思つて受け止めておくことにいたします。

○峰崎直樹君 柳澤金融担当大臣にお聞きします。大手銀行に対する特別検査の結果が出た後に、こういう実は格下げということが、しかも、その中で構造改革の進展が遅れているという指摘があった。そうすると、これから日銀総裁あるいは財務大臣は、今週末ですか、G7で海外へ行かれますが、これは一体、格付会社だけの評価ではなくて、今回の特別検査というものの評価も、ある意味ではこの中に私は表れているんじゃないかという気がするんです。

その点について、このスタンダード・アンド・プアーズが格下げしたことについて、この特別検査との関係ではどうだろうかということについて担当大臣の御意見を聞かせたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 残念だということは塩川大臣と同じでございます。

金融セクター改革について、今、委員御指摘のように、今回の不良債権のどうか、金融機関の特別検査の結果が自分の当初の見込みどおりでなかったということが理由になっているようだけれども、我々としては、もう少しこの格付機関に対しての説明もこれからなおやらないといけないというのが私の感じでございます。

○峰崎直樹君 これから、浸透度が足りないんだ、もつと理解をしてもらいたいんだ、こういうことなんだろうと思ひますが、どうも市場の信認というのは、余り高い評価をされているのはいんじやないかというふうに思ひます。今日はそのことを全体を通じて、また質問を

通じて明らかにしていきたいというふうに思ひます。

先ほどちよつと、今、信用保証協会の問題、私どもの同僚が是非聞いていただきたいということがございまして、その点は是非、信用保証協会の会長でございます牧野さんにお尋ねしたいわけでありまして、中小企業に対する銀行の貸し渋りだとか貸し渋りがしというものは、信用保証協会というところにおかれて一体どういふふうにごらんになっているのかということについてお聞きしてみたいと思ひます。

○参考人(牧野洋一君) お答えを申し上げます。最近の中小企業に対しまして民間金融機関の貸出し状況につきましては、平成十年ごろの未曾有の信用収縮の時期ほどではないものの、昨年に入りましたまた再び厳しくなつてきています、このように認識をしております。

具体的には、中小企業庁が毎月実施をしております中小企業への貸出し実態調査、これを見ますと、金融機関の貸出し姿勢が厳しくなつたとする中小企業の割合が平成十年十月には三五%にまで達しておりましたが、その後急速に改善をしまして、平成十二年の九月には一九・四%まで低下をいたしました。しかし、その後また上昇に転じておりまして、今年の三月の調査では二五・六%まで戻つてきている、そういう状況にあると私も認識をしております。

こうした状況の中で信用保証協会といたしましては、資金調達に苦慮する中小企業者の方に対して親身かつ迅速な対応に努めているところでございます。いわゆるセーフティーネット、金融機関破綻関連の保証その他六つございまして、このセーフティーネット保証は十二年度の合計では一千百億でございますが、十三年度では三千四百億と、三二%、三倍強になつていまして、こういう実態もございまして、そのような状況で私は承知をしております。

○峰崎直樹君 金融担当大臣にお聞きしますが、これは、いわゆる公的資金注入行に対しては、中

小企業への貸出しについては計画的に増やすようにと、こういう意味では指導をされていたと思うんですね、計画を。これはどうも守られていないんじゃないかと。

新生銀行に対してかつて業務指導をされましたけれども、その後の展開はどうなっておりますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融機能早期健全化法におきましては、当時のいろいろな御審議の中で、資本注入をするからには金融の疎通というものの向上を図るべきだ、なかなか中小企業者に対する貸出しについてはその円滑化を図るべきだということの中で、私も、資本注入に当たって御提出をいただいた金融機能健全化計画、こういうものについては、中小企業貸出しの推移をそこに計画として掲げるようにということをお願いをし、そのような運用が実際行われているわけでございます。

ただ、このところで、そういう計画を鮮明にしてその実績も示していただくということの中で、そういうプロセスの中でパブリックプレッシャーというものをやはり掛けていただくということでもってその今言った目的を追求していくというものが基本でございます。計画経済のように、この貸出しを計画どおり実施しろといって、その実現を強制する、あるいは義務付けすると、こういうことはやはり私どものシステムになじまないということ、そういうようなパブリックプレッシャーの下での遵守ということをお願いしてまいったわけでございます。

ただし、そうはいない、そういうことに対しての行内の体制の整備であるとかということが明らかに欠けているというようにないか。これは改善をしてもらわなきゃいけない。こういうことはかねてから、金融再生委員会当時から言っておるわけでございます、御指摘のこの銀行につきましては、そういう観点から私も業務改善命令を発したわけでございます。その後、当該銀行は体制の整備に取り組みまして、それを実

現し、そして計画の完遂に向けて格別の努力をしてもらっていると、こういう認識を持っております。

○峰崎直樹君 大臣がおっしゃっていること、私非常によくわかるんです、その点では。そういう意味で、むしろ、私も櫻井議員を中心に作りました金融アセスメント法案、すなわち、それぞれの金融機関がどういうところに貸しているかということのいわゆる情報を開示することによって、この銀行は非常に地域によく貸し出しているね、この銀行はNPOを大切にしているねと、あるいはこの銀行は環境問題には非常に熱心だねとか、そういうことが非常に分かるようにしていつて、情報開示を通じて明らかにしていった方が私はよりある意味ではいいのかなと思っておりますので、この点は是非、我々の出している金融アセスメント法案をこの場でも、もし必要であれば修正協議など応じますので、論議をして通していただければというふうに思っているところでございます。

さて、本題に入ります。

特別検査の問題に入っていきたいと思いが、そこで、特別検査のまず対象なんですけれども、主要行の要注意先債権の四十八・五兆の四分の一、約十二兆ですが、しかもそれは要注意先ではなくて、本来ならば正常先も入っているんですね。そうすると、非常にこれは対象が限られてやしないか、範囲がですね。しかも、株価や外部格付などの著しい変化が生じているなど大口債務者と、こういうふうに変化が生じているわけでありますが、そうすると、例えば株式を上場していない会社、あるいは、かつてよくありましたね、いわゆる銀行がペーパーカンパニーを作ったり、あるいは不良資産を横に逃したり飛ばしたりするよ、うな、そういう、いわゆるなかなかな我々には目に見えないけれども、そういうところのいわゆる不良債権というのは結構私は重要なのところがあると思うんですが、そういう全体の不良債権全体を見たときに、そういうところがやはり落ちてやし

ないかなと。

そういう意味で、全体の不良債権の実態を正確にとらえているとは言い難いのではないかと批判があると思うんですが、この点は柳澤担当大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この特別検査というものがそもそもどういういきさつで始まったかといえば、これはもう委員はつとに御承知のとおりでございますが、ある大手企業が、大手の小売業でございますが、これが非常に格付機関の格付の急速な低下をもたらした、そういうことが起こったということで、それから幾ばくもなく破綻をしてしまったという事態に私も直面しまして、これはやはり不良債権の認識についても同様なことが起こらないようにしなければいけないと、こういうことを考えまして、私も通常は、金融検査というものは確定決算を、直近の確定決算を基準日にして、そこでの自己査定というものが適切に行われているかどうかということを検査するというのが大原則なんです、この大原則の例外として、次に行われる、つまり、次に行われる決算のための自己査定の作業に我々の方もある種の関与をして、先ほど若林委員の方からもございましたように、銀行の当事者、それからまた外部監査人たる監査法人、それから我が方、この三者でもって自己査定の適切性を図っていくと、こういうことでございまして、そういう事柄の経緯から、市場の評価、これが急速に下がったもの等を対象にするということで始めたわけでございます。

そういうことが今回の検査の眼目でありまして、不良債権全般の、例えば非上場、市場の評価も、市場が、そういう公開をしていないために市場自体が何も特別な評価をしていないというようになことではないというふうなものについては、これはもう一般の不良債権というか、自己査定での検査というもので本来取り組むべきものなのであるというふうにも私も考えているわけでありまして、私も特別検査ということ、いきさつからして我々に求められているということについて

は十分こたえたものになっているという考え方をいたしているわけでございます。

○峰崎直樹君 その全体の不良債権の問題は、この間のこの委員会でも少し議論して、引き続きやらなきゃいかぬということになっていったわけですが、そこで実は、昨年十月二十九日から始まったということなんです、改革先行プログラム、昨年九月二十一日に出されました。この中で、不良債権の問題について、特別検査で破綻懸念先に区分されるに至った債務者については、速やかに、私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定、民事再生法等の法的手続による会社再建、三番目にRCCなどへの債権売却等のいずれかの措置を講ずることを求めると、こういうふうになっているんです。

今回、このプロセス、すなわち、私、金融庁にいろいろな資料請求しても来ないんです。例えば、デット・エクイティー・スワップというのは何社ぐらいやったのか、あるいは債権放棄はどのぐらいやったのかということがなかなか出してもらえないんですね、今回の特別検査で、いや、それは明らかにしたらそれは全部どこだということがもう分かっちゃうからだというところで出さないんだということなんだそうです。

しかし、いずれにせよ、このいわゆる特別検査のプロセスの中で、どうもこの企業はもうこれはあれですと、破綻懸念先ですとというやり取りの中でデット・エクイティー・スワップを使ったり、あるいは債権放棄を使ったりしている事例が出るんですね。

でも、これは実は、いわゆるこの九月二十一日の方針の中では、いずれにせよそうなったときには私的整理、すなわち債権放棄とかそういうことについてはやらないと。つまり、いわゆる公平性とか、そういうものを担保するためには私的整理ガイドラインと、これは金融庁も肝いりになって作ったんじゃないんですか。こういうものが何ら使われていないんじゃないか、何らと言ったら変ですね、例えば二、三使われたという事例は新聞

でも報道されて分かりますが、いずれにせよ、このいわゆる私的ガイドライン、これをなぜ採用されなかったのかな。どういうふうにお考えなんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この私的整理のためのガイドラインでございますけれども、これはもう委員先刻御案内のいきさつでもって策定されたものでございます。

ただし、そのガイドラインそのものに書いてあるわけですが、すべての私的整理がこれによることは必要ないんだということが書いてあるわけでございまして、この私的整理ガイドラインは非常に破綻に近づいたようなケースということを私今感じて読み取っているわけでござい

す。それはやっぱり、保全のための一時停止、つまり債務者への支払を停止してしまうんでござい

ます。そういうようなことが適した、ふさわしい状況にないものであっても、やはりこれは整理を進めないと市場の評価がなかなか得られにくいんじゃないか、こういうようなものについてはそういう、そういうもので一時停止をして、これはもう非常に大問題でございまして、債権者の皆さん考えて、とにかく債務の支払は一定期間これ停止しますからねというようにでなく処理をするということも当然私はあり得ると思うわけでございまして、そういうことで、私は、一番大事な

のは、再建計画を作った場合の再建計画の合理性、それから再建計画の実現可能性、これがもう最も大事であって、こういったものについての考え方については皆さんガイドラインの策定時に御議論をいただいたその精神を酌み取ってこの策定を求めていく、こういうことが大事であるというふうに考えておりまして、必ずしも形式的にすべてこのガイドラインどおりのプロセスを経なければならぬというものでもなからうと、このように考えているわけであります。

○峰崎直樹君 それじゃ、なぜこの改革先行プログラム中間取りまとめの中でそういうことが書か

れていないんですか。これは閣議決定したものでないですか。

竹中大臣、ちよっとお伺いしますが、この種のもは経済財政諮問会議でもこれは整理をされてきたわけでしょう。そして、いわゆる私的整理というのについて、かつて債権放棄、デット・エクイティー・スワップはちよっと別にしまして、債権放棄をやられると、一生懸命自力で頑張っているところと債権放棄をされたところが実は同じレベルにならないじゃないかということ

で、これはやはりイコールフットイングにならないね、不公平だねと、だから私的整理のガイドラインを作ったんじゃないですか。それを適用しないで、また実はこれは破綻懸念先ですと言った、いや債権放棄だ、デット・エクイティー・スワップだということを通じて今回実はこのような結果になっているわけですね、そのプロセスをい

え。そうしたら、これはほとんど実際問題、本当に今大臣がおっしゃったように、胸を張ってこれは我々としてはきちんとやりましたというようなものじゃなくて、また元へ戻っちゃったんじゃないですか。その点についてはどのように大臣お考えでしょうか。もし、竹中大臣も、たしかこれは経済財政諮問会議を通じて明らかになっているのであれば御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ちよっと峰崎委員はいきさつのことを思い違いなさっているんじゃないかという感じをしながら私はお聞きしました。

このガイドラインは、要するに、私がもつと何で整理が進まないんだということを問題にしたわけです。オフバランス化のために、もつと整理がどんどん進まなきゃだめじゃないかということを申し上げ、そのときにヒアリングを掛けただけです。どうしても話が進まないんだと言ったら、複数債権者の話がなかなかまとまらないんですよということです。一つ。

それで、それにはじゃどうしたらいいんだろうかということの探求の中で、それはもういろんな

意見が出ました。一種の仲裁機関みたいなものがあつた方がいいんじゃないかと、もつとRCCがその采配を振るってもらいたいんじゃないかということの中で、一つガイドラインというのを作つたらどうなんだろうかというアイデアもあつたわけなんです。

そういう中で、INSOLというものが実はあるぞということになって、そのロンドンアブローチのINSOLを追求して、とにかくもそういうのも一つ作っておこうということ

で、それはやっぱりあの事情によく通じた方々が作つていただくのがいいだろうと、役所の側はオプザバーがいろいろというところででき上がったのがこのガイドラインでありまして、やっぱり作っていく過程では法律家の御意見というのが非常に強く投影されたと思うんですけども、先ほど言ったような、ちよっとストップ、債務の履行はストップだというようなプロセスが入つたものができ上がったわけ

です。それはそれで立派なもので、特に議論の経過も我々には非常に参考になったところでありまして、けれども、そのガイドラインにもあるように、必ずしもこれにすべてのケースが依拠しなくて当然よろしいんですということが書かれてあつたという辺りのことをひとつ参酌して御議論を進めていただきたいと思

います。

○峰崎直樹君 いやいや、私が言っているのは、この改革先行プログラムの中で、いわゆる破綻懸念先に分類されるところは、やるなら、私的整理の場合にはいわゆる私的整理のガイドラインに従いなさいよと言っているんです。ところが、実際問題やられているのは、債権放棄だとかあるいはデット・エクイティー・スワップだとかという形でやられてきている人ではないんですかと。事実でしょう、これは。明らかにしてくれないんですから。

問題は、そうした方がいわゆる引当金を、例えば要管理からこれは破綻懸念先に積み増したときには恐らくお金が余計掛かるでしょう、銀行にとつてみれば。そうしたら、むしろそれは債権放

棄して要注意にその債権を下ろした方がはるかに安く済むという事例が出てくるんですよ。デット・エクイティー・スワップもそのように使われているんですよ。だから、その意味では、この私的整理のガイドラインに沿ってやりましょうというこの改革先行プログラムは、何のためにこれは書かれているんですか、それでは。そのことを先にお聞きたい。

これはどっち、竹中さんはこれは最後確認されたいんですよ、それとも金融担当大臣なのか、ちよっと聞いてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まあ原案はうちから出ておりますから、原案作成者の立場でお答え申し上げますが、ここにも書いてあるように、この字句で私にくたした講釈言いたくないんですが、しかし一応字句を先生おっしゃるの、私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定」と書いてあつて、ガイドラインは一つの当時システムとしてきちとあつたものでございまして、そういうものを例示したということでございます。もちろん例示というのはワン・オブ・ゼムだとかなんとかということじゃなくて、ここで御議論されたことは十分我々参酌すべき精神であると、このことについては間違いないところでござい

ます。

う気がするんですね。

最近、金融機関の中でビジネスモデルの改革ということをおっしゃっているんです。柳澤担当大臣、そういういわゆる収益の改革に向けて今金融機関、後ろに全銀協の会長やいろいろおられるんですが、本当は一つ一つお聞きすれば一番いいんですが、今その改革に向けて何らかの新しい動きというのは始まっているんじゃないか。その点お聞きしたいと思っています。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まあ一般論としてですよ、日本の金融機関は収益力が弱い、こういって言われているわけですが、それを腑分けして言いますと、やっぱり預金の利ざやが薄いんですね。それが一つ。それからまた、預金の利ざやとその与信費用というかと与信費用比率、こういうものを比較した場合にも、今現在は非常に与信費用比率が高いですから、非常に利ざやの薄さというものが更に目立つ形になるというようにもございいます。

そういうようなことと、それからまた、欧米の先進の金融機関と比べると、やっぱり資産を活用した収益に依存している、資産を活用しないいわゆるフィービビジネス、手数料収益というものがやはり相対的にウエートがちっちゃいんじゃないかというようにも言われている、これはもう、本当にもう一種のコンセンサスでございましてけれども、そういうことを言われているわけでございます。

そういう中で、我が金融機関は一体どうしているかといえ、これはもう御案内のとおりでございまして、公益性などといって何となく横並びで、余り金融機関がもうけやいけなないじゃないかというような雰囲気も正直言って今まであったものを、もうそんなこと言っていられないということで、金融機関ももうけさせていただきますよというように、先ほど来お話にも出ていた信用リスク相当分の金利というものを上乗せしていただきますというように随分進んでいます。

して、この点は私は、逆に友人の、債務者の方から聞かして、このごろもう銀行は大変だと、金利を上げる金利を上げると言ってくるよといううなこともエピソード的に聞いておつて、今一番力を入れてるのはそこだよといううな話も聞いておつて、そういう努力の跡は十分見られるというところでございます。

また、フィービビジネスについては、もうちょっと、委員のような御専門の方には申しませんけれども、できるだけこれを上げていこうということであるというふうな考えでおります。

○峰崎直樹君 今のその問題について、本当は、実は一%の、前回もちょっと議論になりました一%の利益も出せないようなところに対して、実はキャッシュフローが回っているところの銀行は、ある意味では、企業というのは存続できているというふうな実態があります。

さあ、これを二%、三%という、リスクが大きき企業であればあるほど高い利率を請求しなきゃいかぬようになったら、どんなにこれは企業倒産していくんじゃないかなというふうに思えるんです。でも、そこをあえてやらなきゃいけないというのが多分今の実情なんだろうというふうな思っています。その問題についてはちょっと別にいたしまして、もう時間もありませんから、ひとつ総合的に柳澤金融担当大臣にお伺いいたします。

これ四月一日からペイオフ入った。そうすると、普通預金は別だといえ別であります。来年になります。そうすると、大手行の特別検査をやりまして。それからこの一年間、この三月三十一日まで信用組合も含めて全部検査をやりまして、これで日本の金融機関の、実は全体的に見て、大手行だけじゃなくて、これで信用システムといいますが、信用不安といいますが、そういうものの不安というものは、信用リスクの不安というものはこれで解消されたというふうにある意味では判断をされているのかどうか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私がペイオフの解禁のときに申し上げたことというのは、我々がペイオフを迎えるに当たって金融検査をして、場合によつては、大変残念だったんですが、金融機関において整理をさせていただいたところもある。そういうような結果として、要するに健全性の基準を充足した金融機関ばかりと、すべてがそういう金融機関であるという形でこの新しい時代に乗り出しましたということをおっしゃっていただいたわけ

です。その後、それは当然、そんなその次の日に倒れてしまふなんというところは、これはまあ常識論としてないわけですが、これからの経済、生きている経済の中でどういう金融機関になつていくのか、このことについては、私は、これまでの株主であるとかあるいは市場であるとか、いろんな人の批判の目に加えて、預金者の目までその金融機関について非常に監視の目が行き届くようになる。そういうことを受けて、経営者というものが、金融機関の経営者というものが本当にもうかうかしてはいられませんと、一刻たりとも。そういう形で、それではどうしたらいいんだ、私のこの金融機関を生き残らせ、しかもみんなのお役に立つようなもの、これ支持がなければ生き残れません。そういうような金融機関になるにはどうしたらいいかということ、もう二十四時間血道を上げて考えてもらいたい。

こういう体制になることが金融機関の構造改革なんです。よくいふことを申し上げたわけでありまして、もちろんそういう中で金融監督の当局が責任がないなどとはこれは口が裂けても申しませんで、そういう努力と客観的な事態を常にウオッチをしていく、こういう体制が本当に日本の金融機関を強くしていく体制、甘えの余地があつたんだという強くなれませんというのが我々の新しい時代なんだということを申させていたでいてるわけでありまして。

○峰崎直樹君 そうすると、今回、特別検査も踏まえて、一応健全性という点では現段階においては一応担保できる、こういう判断でよろしゅうございませぬ。

そうすると、これで、デフレ対策としてかつて、二月初旬でしたでしょうか、もう本当にブツブツさんが来られたころは大変だったわけですが、その結果、今の日本の金融機関は健全だと。その上で、いよいよデフレ対策、あれで、前回の二月二十七日で終わったわけじゃないわけです。まさかあれだけで終わったわけじゃないわけ。そうすると、デフレ対策、この結果を踏まえて、今、柳澤大臣がおっしゃったように、健全だとうおっしゃったことを踏まえて、一体デフレ対策としてはどんな内容を打ち出そうと考えておられるんでしょうか。

まず、それは経済財政担当大臣にもお聞きしたいと思ひますし、財務大臣には特に、新聞でしか私も知り得ないでここで明らかにしていただきたいんですが、税制改革、その基本の中で、減税を先行したついででないかという発言が随分高く取り上げられた。今までは、いや減税ならちゃんとしてか財源をよこして、まあニュートラルだという議論をしておられたのに、減税先行論に変わられたというところで、これは石会長もかつて、いやデフレ対策で税制改革なんて余り聞かないよと、こうおっしゃっていましたけれども、そこら辺を含めて財務大臣にはお聞きしたいし、日銀総裁は、デフレ対策として、もし、この特別検査あるいは日本の金融機関というものは健全だという前提で、どんなことをお考えになつておられるのか、お三方にちよつとお聞きしてみたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) デフレを克服するためには、政策を総動員することが必要であると。何よりも経済活性化がその前提でありますから、その経済活性化に関しては、今、峰崎委員も御指摘になりました税制の改革を含め、ないしは経済産業活性化戦略を含め、今、諮問会議で議論していることを肅々とやっていく。六月を目途に取りまとめるということになっておりますので、それを進めるということが何よりも政策の基本としては

必要であるというふうに思っております。
その上で、とりわけ金融に着目して二月の末にデフレ対応策ということを取りまとめたわけでありますから、金融に関しては次のような位置付けになるかと思ひます。

今、健全である。健全であるから、じゃ、どうするんだというお尋ねであります。健全という意味にも幾つかの健全があるのだと思ひます。危機を起さないう意味で健全であるということでもあります。現実問題としては、日銀がハイパワードマネーを三〇％増やしても、ベースマネーを三〇％増やしてもマネーサプライは三％台しか増えない。そこにやはり金融仲介機能がなかなか難しい問題を抱えているという問題は現にあるわけでございまして、危機を起さないうという意味での健全性から、更に構造改革を担えるような強い金融システムを作っていくという意味での一歩踏み込んだ健全性に向かつてどのような政策が必要かということ議論すると、それがデフレ対応策の中にも私は入ってくるのだというふうに思ひます。

経済の活性化そのものについては、税制の話、経済活性化戦略の話、これは財務大臣にもお答えいただけると思ひますので特に触れませんが、金融に関しては、今申し上げたような強いロバストな金融システムを作っていくということが必要段階だというふうに思ひます。

○国務大臣(塩川正二郎君) 私は、減税先行でもいいという事を言いましたのは言っております。

ただし、そのときに私ちゃんと条件付けてあるんです。それは二つの大きい条件付けてあって、これからの産業の向かう方向を明示し、それに活性化を付けるために必要であるとするならば、減税先行でも結構だということが一つの条件。もう一つの条件は、一定期間内において減税をやるが、先行しても、それに対して財政上の均衡を取るために必ず増収策も同時に示してもらつての減税先行でなきゃならぬ。この二つはちゃんと

ておるんですから、ですから、減税先行とスローガンだけ言われたら、私にとつては非常に迷惑だと思つております。

そこで、それじゃ減税先行で何を減税するのだというお尋ねでございます。私は、今まで経済財政諮問会議は主として財政構造の在り方、そしてまた将来に向かつてのグローバルな政策についての議論をしてまいりましたけれども、今ややっぱり必要なのは、日本の産業はどのように構造改善していくのかという、その構造改善の方向を明示していく必要があるんじゃないかと思つておりまして、それがために四分野を示した。そうならば、その四分野を示した、これは説明せぬでも御存じですね。その四分野に対してどのような減税措置を講じてインセンティブを与えていくかということを示すということ私にはやっています。

それともう一つは、私、研究開発の分野、これは非常に減税措置といひましようか、効果が出てくると思ひまして、これに対するものもいたしたいと、こう思つております。

余り答弁長いのでやめますが。

○参考人(速水優君) 日本銀行は引き続き、デフレ脱却に向けて、潤沢な資金供給を通じて市場の安定と緩和効果の浸透に全力を挙げていくつもりでございます。同時に、このような金融緩和が力強い効果を発揮して日本経済がデフレから脱却するためには、金融システムの強化、経済・産業面の構造改革、これらを進めて民間需要を活性化させていくことが最も重要だと、不可欠な要素だと、事柄だと思ひます。

今後とも、各方面における構造改革への取組が粘り強く進められることを強く期待いたしております。

○峰崎直樹君 塩川大臣、私は、実は消費税引上げのときに当時は与党でございました。そして、要するにある意味では減税先行でやっただけです。結果は、もちろん消費税引き上げて大変な問題になったわけですが、このいわゆる減税

を先行させて後で必ずその分は増収していきましようというの、これは残念ながら、我々政治家を卑下するような感じなんです。なかなかこれは大変だと思ひます。私は、それは余り考えられない方がいんじゃないかなというふうに思つてい一人なんです。しかし、いずれにせよ政策的に減税を先行させたいということを出されたということについては、恐らくこれは三十兆円枠とどういう関係があるのかとか、いろいろまた出てまいりますが、これはまたいつか議論させていただきたいと思ひます。

そこで、もう残り時間が、私の与えられたものが少なくなりましたので、塩川大臣、九七年十一月の山一証券の特融、これはどうなっています。何か産経新聞を読むと、大蔵省はこれをちゃんと日銀に、日銀特融に対して払いますよと、こういうふうに言っているんですが、本当に払うんですか。

○副大臣(尾辻秀久君) ただいまの件でありますけれども、今、資産処分や訴訟手続を始めとする破産手続が続けられておるところであります。終了するまでには更に時間を要するものと考えます。したがって、今後の破産手続の最終処理につきましては、今後の破産手続の進展を見極める必要がある、そういうふうに考えております。

○峰崎直樹君 要するに、払うんですね。そこを、要するにそこだけちよつと教えてください。

○副大臣(尾辻秀久君) 申し上げましたように、今、手続の最中でございまして、これを見極める必要がある。今申し上げるわけにはまいりません。

○峰崎直樹君 何の手続に入っているんですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 資産の処分、それから訴訟手続、訴訟も続いておりますので、今こそこそいうものが続いております。今こそこそ申し上げるわけにはいかない、こういうことを申し上げておるわけでありまして。

○峰崎直樹君 塩川財務大臣、これ衆議院で宮澤大蔵大臣が答弁されてますよね、当時。それを

守るか守らないかということで、守るということではないんです。

○国務大臣(塩川正二郎君) 当時の宮澤大蔵大臣が答えておられますことは、これはやっぱり政府として責任でございます。ですから、いやは、ちょっと待って下さい、そこが大事なところなんです。でございます。ですから、先ほど尾辻副大臣言つていましたように、早く事務的に煮詰めなきゃならぬ。けれども、残債が一千数百億円といったこれなかなかに大きいということは難しいでしょう。いかばつていくということは難しいでしょう。いずれば政府も関与しなきゃならぬ。そこらの持ち合いをどうするかということが私は必要であろうと思つておまして、取りあえずこの残債の処理も必要ですけれども、この手続をきちつとしてもらわなきゃ、これを議論にすら入っていくことはできないということでございますので、急いでやっていきたいと思います。

○峰崎直樹君 そこで、これ四月一日から健全だということなんです。しかし市場の皆さん方とかいろいろな関係者の話をしてみると、余りそれは信じておられないんです。例によつて、また金融庁、銀行の体力を押し量つてやっただけなことで信用していない。ですから、金融機関を、どの金融機関が安全かどうかというこの選別も、さつきおっしゃったようにすごく厳しい目で見られると思ひます。ですから、その意味では金融機関、今日も全銀協の方もあるいはみずほの方も見えなくなって、どうやって自分たちの健全性というものをやるかという意味でのプレッシャーというものは確かに働いていると思ひます。働いていますが、これ先ほどの大臣の確認で、これでもし万が一というか、今日もみずほの前田頭取もおいでになっていきますけれども、今回のようなトラブルといひますか、後で私どもの大塚委員が質問をいたしますから、みずほの問題について、こういう問題が実は決済すらまともにできなかったんだつてよというふうなことになるかと、その銀行に対する大変な意味では不安感と

混乱の復旧に時間が掛かっておりまして、なお完全復旧と申し上げるにはもう少しお時間をいただきたいと思いますが、四十万件の積み残しは、今週、あさってぐらいまでに何とか処理はできますが、還元資料を含めて、お客様のリクエストどおりに、従来どおりに完璧な形で、ミスがない形でお返しするにあつてはしばらくお時間をちょうだいしたいと思います。二十五日、三十日というのが今度のピークでございます。そういう意味では全力を挙げて完全復旧に努めさせていただきたいと思っております。

それから、現時点では、完全復旧とそれから原因の究明、それから再発防止に全力を投入いたしております。その後で、私を含め責任の所在を明確にした上で、しかるべく対応させていただきまします。いずれにいたしましても、大変深くおわび申し上げます。

それから、今、先生の御質問の件でございますが、コンピュータの能力は三倍に設計いたしております。元々コンピュータの能力に余裕があるというところではございません。

ちょっと、最初でございますので、非常に複雑でございます、ちょっとだけ御説明させていただきます。

○大塚耕平君 簡単に。

○参考人(前田晃伸君) 私どもが横長で配付いたしました三枚の資料のうち、一番上に「システム移行とATM障害・口座振替処理遅延等」と書いてあります。この資料をちょっとごらんいただいたんですが、簡単に申し上げますと、ちょうど真ん中に、これは、三月三十日、三十一日と土日に掛けまして、三つの銀行を二つにする作業を全員が出てやったわけでございます。

このシステムをどうやって付け替えたかというのは、これは例えて申し上げますと橋を架け替えたようなことでございまして、左側に開始と書いてあります。これは三月三十日の業前からでございますが、それぞれ三行が持っておりますコンピュータ

ユーザーセンターのファイルを二つに分割いたしまして、まずは銀行とみずほコーポレート銀行の方にそれぞれファイル丸ごとデータを移行するという大変難しい作業をここでやっております。

それから、併せて、銀行が三つあります。二つの銀行になります。この銀行コードの変更、それから店名、店番の変更、これは特に二つの大きな都市銀行、同じような支店名、それから大量に重複する店番号がございまして、これをすべて付け替えるをいたしまして、そこまで一応全体の再編が終わります。

その後、右側にありますとおり、日銀のネット、それから全銀システム等外部と接続した部分につきまして、改めて接続ができたかどうかというテストをいたしております。

それから、長くなり過ぎて恐縮ですが、ちょっと飛ばさせていただきますが、リレーコンピュータ等、コンピュータ同士をつなぎ……

○大塚耕平君 本当に限られた時間でやっておりますので。

○参考人(前田晃伸君) つないだ部分につきましては、このテストすべて終了いたしました。オンラインを立ち上げたわけでございます。四月一日の八時にオンラインの提供をいたしました。そういう意味ではこのシステムの移行作業そのものは無事に完了いたしました。大変恐縮ですが、その後でATMの障害が発生して多大な御迷惑をお掛けいたしましたということでございます。

それから、口座振替につきましては、その下にあります部分で、これは元々口座振替を私どもやっている部分でございます。移行作業そのものとは直接は関係いたしません。この土日はこういうシステム移行をやった関係でオンラインが停止いたしました。そういう意味で大量の事務処理を一挙にここでやるわけにはいきません。ここも当然、予定どおりここでやる予定でございます。最後の最後になりました。一日、私どもは、私が少なくとも報告を受けた段階では一日の

処理は終わったというところまでは聞いたんですが、結果として引落し漏れが出たということでございます。誠に恐縮でございます。おわび申し上げます。

○大塚耕平君 丁寧に御答弁いただいて、時間がなくなる戦術は何か塩川大臣のようで、大変でございます。是非、もう本当に限られた時間で、聞いていただいている皆さんにも、また、これマスコミにも報道されますので、マスコミでござんになる国民の皆さんにも付加価値のある議論をしたいと思っておりますので、おわび並びにこれまでの経緯、御丁寧に御説明いただいたのはありがたいですが、それはもう新聞報道等でよく承知しておりますので、是非手短かに御回答いただきたいと思っております。

さて、コンピュータの性能を三倍に上げたというところで、これは事務方の方で結構ですが、具体的には、メインフレームの性能にはMIPSという単位がありますけれども、何MIPSから何MIPSに上げられたということですか。

○参考人(前田晃伸君) 大変恐縮ですが、私、MIPSはよく分かっているんですが、物理的に何MIPSかというのは今承知いたしております。間違ひなく三倍の容量に上げております。○大塚耕平君 お忙しい社長のことで、それから御存じないのはいやないと思いますが、事ほどさようにシステムの話というのは、トップの皆さんが分かっている分かっていって、もう、そういう一番基本的な数字ですらなかなかフォロワーし難い、そういう難解なものだということなんです。

これは、三倍にしたという多分事務方の御報告で、ああなるほどと思っておられるんでしょ。けれども、私の方の参考資料の一枚目を見ていただきますと、非常に簡単に日本の金融決済インフラを絵に描いてございまして、国民の皆さんが、みずほグループさん、今これ一つにかいてありますけれども、さっきのお話でありますように二つに分かれてるんですね、本当は、国民の皆さんとのインターフェースは、二つに分かれたものを旧三

行の間にまた振り分けて、また出るときは二つに分けて、しかも、その両方で、データのそごないかとか、その情報の正しいか間違っているかという確認の情報が一杯飛ぶわけです。という、単純に恐らく三倍しただけでは済まない情報量がCPUに負荷が掛かったということではないかなと。これは分かりませんが、私も完全な専門家ではないです。

ただ、例えば、私の資料の三ページを見ていただくと、石坂専務の御発言で、四月六日の毎日新聞の朝刊で、「三倍、四倍の事務量を想定すべきだった」と、こうあります。三倍の容量になるからコンピュータも三倍でいいというのは、極めてそういう意味ではのりしろのない設備増強でありますので、私は、ちょっとその点で、コンピュータの能力向上という点でいかなものだったのかなというところをまず一つ指摘をさせていただきます。

さて、私の絵の一枚目、ごらんいただいてお分かりいただけますように、金融機関の皆さんのデータは全銀システムというところに上がって、更に日銀ネットと最終的な決済をされるところ。全銀システムからSWIFTを通じて外に出ていくわけですが、データが、それから、この太い線で日銀ネットと金融界が繋がっている部分は、CPU接続といてメインフレームが直接つながっているわけです。

そこで全銀協さんと日銀にお伺いしたいんですが、全銀システムと日銀ネットとは今回の件で何か影響は出たか出なかったか、この点について簡単に回答いただきたいと思います。

○参考人(山本恵朗君) ただいまの御質問の全銀システムへの影響ということでございますが、四月一日月曜日と三日にみずほ銀行から、自行システム障害を理由として通信時間を延長してほしいという要請がございました。日本銀行と協議の上、この時間を十六時まで、すなわち三十分間延長するという措置を講じた以外は格別の措置を必要としていなかった、いわゆる全銀システムはこ

の間順調に稼働しております。

おわびはいいよというお話でございますが、私もみずほフィナンシャルグループのCEOということ、準備段階の責任者でございます。本件につきまして御関係の皆様、さらに、先ほど大臣のお話にございましたように金融システムについて信頼を損ねたことに対して大変に責任を感じております。御迷惑をお掛けしたことをこの場をおかりして深くおわび申し上げます。

○参考人(三谷隆博君) お答えいたします。

みずほ銀行と日銀ネットとの関係でございますが、ただいま全銀協の方からお話がありました全銀システムを経由した部分については今のところでございますが、直接日本銀行とつながっている部分につきましては、特段の支障はこれまで起きておりません。

○大塚耕平君 この絵をごらんいただいて委員の皆様もイメージをしていただきたいと思いますけれども、結局、みずほグループさんの中でのいろいろ加工したデータが間違っていた、そこから外に、全銀システムや日銀ネットに送られたデータが正しく処理されたのは事実で、全銀システムは時間延長しただけで、日銀ネットにも特に影響はなかったということなんです。みずほグループさんから出たデータが正しかったかどうかというのは分からないんです。

私は、正しくないデータが正しく処理された、機能的には正しく処理された可能性もあるというふうに思っておりますが、それは分かりません。そうだったかどうかは分かりませんが、そういう可能性はあるかないかについて、できれば、日銀の御担当の理事から結構でございますので、御回答いただきたいと思います。

○参考人(三谷隆博君) 私どもの、正しくないデータが来たかどうか、これは出てきたデータをそのまま処理するわけでありまして、そのところは、最終的なところは何とも言えないわけでありまして、少なくとも日本銀行の取引先すべてのところから、みずほ関係のデータが誤っ

ていたという話はございませんでしたので、日銀ネットを経由したものについては、それは全く問題なかったというふうに考えております。

○大塚耕平君 それはどうだったかというのは調べてみないと分かりませんので断定はいたしません。先ほど崎崎委員が、日銀の山一の特融が毀損するかもしれないという、日銀のバランスシートの話をしました。それから、今私は日銀の決済システムの話をしました。中央銀行のバランスシートが傷付いたり、あるいは中央銀行の運営している決済システムで間違ったデータが処理された可能性があるということ自体が、これは日本の金融システムに対する大変な信頼の損失につながると思っていますので、そういう問題も内包しているということ、問題意識を是非共有していただきたいなと思います。

さて、ちょっと視点を変えさせていただきますが、私の御提出させていただきました資料の二ページをごらんいただきますと、ちょっと耳慣れない言葉が一杯出ています。私どもが開発をやっていたことがありますので、この左側に、システムを開発する過程、こういうプロセスを経るかという言葉が並べてあります。

まず、今回のケースで言うと、合併構想があつて、どういうシステムを作るか基本計画があつて、そしてプログラムを作り、単体テストをやつて、結合テストをやる。結合テストという言葉はみずほさんのこの資料にも出ていましたけれども、その後、総合テストというのがある。そして、実際に移行があつて、今回の場合、三月の三十日、三十一日です。そして最後に、よし、これでいけるぞという移行判定会議というのが大きなシステムの場合でも小さなシステムの場合でもあります。

さて、ここで伺いたいのは、この右側に少し大きな絵がかいてありますが、開発が終わつていよいよシステムを移行するときに、いや、どうも移行作業がうまくいかないというときには、業界用語でフォールバックという言葉が

ありまして、これは中止だ、元に戻すぞと、こういうことをしなきゃいけないんですが、今回、万が一うまくいかなかった場合に、移行が、フォールバックはどうするおつもりだったんですか。

○参考人(前田晃伸君) この移行は、先ほど私もお出しした横に長い紙で移行作業スケジュールという表がございますが、その前に、三月の二十二日の日に、持ち株会社でこの移行ができるかどうかというのを経営会議をいたしまして、今までやったことすべてレビューいたしまして、もちろんテストの結果を含めて移行がいくかどうかという判断をいたしました。これをホールディングスで経営会議で決めておりまして、その時点ですべての部分が必要にテストどおりだったということはおっしゃいましたので、移行することとを決定いたしました。

逆に、この時点で例えば外部接続がうまくいかなかったとすれば移行できないということでございます。ですので、それは移行しないという決断をしたんだと思いますが、少なくともその時点で完璧にテストは終わつておりましたし、そこら辺の問題は私はなかったと思います。それで、実際に、先ほど申し上げましたとおり、四月一日にこのシステム移行は完了したわけでございます。

○大塚耕平君 いや、ちょっと質問の趣旨が違ひまして、フォールバックをしなけれならぬ状況になったとき、今回のこのシステム移行計画ではどうするおつもりだったのかということをお願いいたします。

○参考人(前田晃伸君) もしそのような事態になった場合には、システム移行しないという結論になると思います。代替手段を取ることとはできません。その場合には旧銀行のままでら下げておくといいことだと思います。

○大塚耕平君 フォールバックのときの代替手段がない、その場合は旧銀行のシステムのままでいくという計画だったということを柳澤大臣は御存じでしたか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、そこまでは認識しておりませんでした。

○大塚耕平君 冒頭のMIPSという、これはミリオン・インストラクションズ・パー・セカンド、一秒間に何百万回の処理をするかという単位なんですけれども、その話と同様に、フォールバックをどうするかとか、それはまあちょっと大臣がカバーする話じゃないなと思われるかもしれませんが、これは、みずほ銀行さんがシステム移行するというのはもう大変な大問題でありまして、記憶に新しいところでは二〇〇〇年問題で、国じゅうを挙げて、もしうまくいかなかったらどうするんだとフォールバックの計画を決めてやっていたわけなんです。私もやっていましたし、日銀で、日銀総裁もヘルメットをかぶつてやっていたいたんでしたけれども、今回も実は私はそのぐらいの大きなイベントだったのではないかとこのうに思っているわけです。

そこで、もう一回この二ページの絵をごらんいただきたいと思いますけれども、総合テストという言葉があります。これは最後の総合テスト。みずほさんとしては、二つのインターフェースの銀行とホールディングスとそれから旧三行のデータ、これを一回、入ったときは二行で、中では三行で、また出るときには二行にするという大変複雑な内部の総合テストはやつておられたと思います。しかし今回、全銀システム傘下の、例えば他行の皆さんとか、それからカード決済をしておられるそういう先を含めた、外部を含めた総合テスト、これは二〇〇〇年問題のときにはストリート・ワイド・テストといって本当に国じゅうを挙げてやつたわけなんです。それはやはりなかったかなにか、事実関係だけ御回答ください。

○参考人(前田晃伸君) 外部接続のテストも当然やっております。もちろん、全銀ツールでやるという場合と個別行でやる場合もあります。併せてやっております。

○大塚耕平君 日銀の事務方の理事さんで結構ですけれども、日銀はその総合テストに参加されま

したか。

○参考人(三谷隆博君) お答え申し上げます。

先生の今ありましたように、日本銀行は、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行との間でコンピュータとコンピュータをつなげるようなテストの仕組みを取っておりますが、その点につきましては、この統合に先立つ二月の三日に実際の接続テストを行いまして、受信、発信ともに順調にいくというのを確認しました。それはしてきております。またさらに、三月末、この接続が終わったところで改めて再度試験を行いまして、問題がないことを確認いたしております。

○大塚耕平君 これは私の一ページの絵で言いますと、今、日銀の理事が御回答いただいたのは、この太線の部分についてはテストしたよということなんです、太線の部分については。しかし、この日本の決済インフラ全体について、全銀システムも日銀ネットも、それから今回いろいろ振り込みのトラブルが起きている先も含めて、一緒にテストに参加してくださいという総合テストはおやりにならなかったわけでした、ただ、それが必要だったかどうか、必要だったかどうかということは私はここでは断言はしません。

内部のトラブルだけだったので、内部のテストをもっと十分にやればそれで事足りたのではないかとこの考え方もありますので、ここで結論は出しませんが、事ほどさように、今後も、例えば三井住友さんが今後富士通とNECのシステムを統合するときとか、それからひょっとしたら、四大メガバンクがもうちょっと何か違う形になるようなときには、これは柳澤大臣にお願いをしておきたいんですが、それは金融機関の問題ではないということ、是非その点の御認識を新たにしたいだければ今日この質疑をさせていただいた意味があると思っておりますので、この件はこれで終わらせていただきます。

さて、その次に、私の資料の三ページに、石坂専務の御発言で、一番下に、これは新聞報道です、またこんなことはびっくり取り上げていると

【参議院】

塩川大臣に怒られそうですが、一番下に「統合の時期とのかかわりはない」という専務の御発言があるんですね。一方、もうちょっとくわつていただくと、六ページに、先週同僚議員の長妻衆議院議員が柳澤大臣と衆議院で討論されていた大臣の御発言の中に、上の方ですけれども、真ん中に大臣の御発言の引用としてこういうのがあります。

こういうスケジュールで本場に統合を進めていくのか懸念があると指摘した。この大臣の御指摘と四月六日の毎日新聞朝刊での石坂専務の御発言というのは、これは重大なギャップがありまして、そういう指摘をしたにもかかわらず特に問題はないという経営判断でこの時期のシステム統合を決定したのかしないのか、その点について簡潔に前田社長にお伺いしたいと思います。

○参考人(前田晃伸君) 金融庁さんの検査の御指摘をいただいた時期はたしか去年の六月だったと思います。それで私も、当然、御指摘をいただいたので、中でいろいろ細かいことを含めてその御指摘をカバーするような対策を打って、すべて打った後でこの移行を決めたわけでございます。御指摘をいただいたことを履行しないで何かやめたということはもちろんございません。すべて御指摘を含めていろんなことをやらしていたでございます。実施いたしました。

それから、時期について、統合を発表してから二年半ございまして、実は私ももっと早くできないかとさんざん言われたんですが、二年半という時期を掛けまして、約二千億以上のお金を使い、それから人月で言いますと九万人人月というシステム開発、九万人人月というのは九万人の方が一か月間掛かってシステム開発をするという、そういう作業をやつてまいりました。それで、すべての個別のチェックをしながらやつてまいりました。私どももいたしますと、そう非常に乱暴なことをやつたという認識は全くありませんで、私も完璧を期してやるのが私どもの務めだということ、またこんなことはびっくり取り上げていると

末なことになりました誠に申し訳ないんですが、オンライン系は現在時点でごく普通に動いております。

それから、さっきMIPSのお話ございましたが、これはリレーコンピュータのキャバのところは実はネックになって止まったわけでございます。ホストコンピュータそのもののキャバではございません。リレーでつなぐところの正に閥所になるわけでございますが、その閥所の通り方について、もちろんソフト開発十分やつたんですが、その通過が非常に悪かったというのが初日のミスの最大の原因でございました。そこは直ちに修復いたしましたのでリカバーできたということでございます。

○大塚耕平君 金融庁がそういう御指摘をされたから直ちに統合時期を延期しなきゃいけないということではないと思っておりますので、そういう御回答で結構だと思っておりますが、一方、五ページをあらういただくと、やはり先週十二日の衆議院での大臣の御発言として、行政の責任について過失が大きいと思わない、みずほ側は大丈夫と言っていたが、心配が的中し残念だと、こういう御発言がありました。

私は、様々なトラブル、特に公共的な影響を及ぼすトラブル、これは三つの要素で構成されていると思っております。行政の過失、当事者の過失、不可抗力、この三つが合算されてトラブルになると。大臣は行政の過失はないとおっしゃったわけですね。ということは、残るは当事者の過失か不可抗力かということですので、この点については今後徴求される報告書の中できちっと明らかにしたい。たださういふこと、このように思っております。さて、ここで塩川大臣にちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣の御発言にはいつも私感服をいたしております。楽しませていただいておりますが、ずうたいばかりでかくなつて中身は空っぽな御発言をされて、これは確かに、コンピュータ三つくつ付けて、それがうまく回らなかったら駄目じゃないかという

意味で、それほど私はこの発言は問題視はしていないんですけれども、小泉総理大臣が、このトラブルが起きたときに、たるんでるねと言ったんですね。

私は、冒頭申し上げましたように、もう今本場にみずほのシステムの現場の方々は過労死が出ておかしくないような状況で、過去一年間もやってきましたし、現在もうそれに輪を掛けた状態だと思います。小泉さんの発言ですから、別に塩川さんにとにかく申し上げるつもりはないですけれども、一体我が国の総理大臣はこの件で何をもってたるんでるねと言ったのかと。

言ってみれば、日本国は大きな船です。小泉さんはデッキで艦長をやっているわけですよ。金融システムというのは船を動かす機関室です、エンジン。そのエンジンの機能を新しい形に変えていかなきゃいけないと、柳澤大臣も現場の金融界の皆さんも、いろいろ我々と意見の食い違ふところはあつたつと、しかし一生懸命やつておられる。そういう中で、機関室の中で働いている人たちは汗まみれ、油まみれになつてやられているわけですよ。そこで、確かに船が、機関室がちょっとおかしくなりそうになつた。艦長がデッキの上からたるんでるねと言つたら、これはもうみんな船を放棄して逃げちゃいますね。

実は、小泉総理大臣の発言というのは、日本の多くの企業が、今日のこの状態を招いた経営陣が、社員や職員や現場の人たちの気持ちを十分に酌み取らずに第三者的な発言をしている一つの典型例だと私は思っているんです。だから、このたるんでるねという発言は断じて許せない。そこで、この間も大臣にお願いをしたんです、私は、小泉さんに苦言を呈してくださいと。小泉さんのあの軽い発言に苦言を呈することができるのは、大臣しかいないですよ。このたるんでるねということについて小泉さんに苦言を呈していただけたかどうか、その点だけお伺いしたいんですが。

○国務大臣(塩川正太郎君) こういう発言があつ

たということば伝えすけれども、総理はどういうつもりで言ったのか、やはり一つは此正を込めて言ったんだと思っております、そう解釈していただきたいと思います。

○大塚耕平君 塩川大臣がそうおっしゃるなら、そう解釈する努力はしますけれども、少なくともみずほの現場の人たちは、それは聞いていないですよ。

これは柳澤さんにも関係してきますが、やっぱり日本国は早く金融システムを再編しなきゃいけないということで、急いで統合を現場の人たちにもしろというふうなプレッシャーを掛けている面もあるわけですよ。だから私は、ちょっと見方を変えれば、今回のシステムトラブルで大変な社会的コストが掛かったのは、これは、急いで再編をした結果、ペイオフコストが形を変えて出てきたという、そういう解釈もできるんじゃないかと、こう思っているわけであります。

ただ、これは考え方の違いですのでこれ以上は申し上げませんが、塩川大臣には是非、小泉さんの頭をばかっとたたけるのもう塩川さんしかいませんので、よろしくお願いしたいということを申し上げて、七ページをちょっとごらんいただきたいんですが。

みずほの皆さんの御発言と金融庁の皆さんの御発言を取り上げましたが、当然、金融監督当局として日銀の皆さんの御発言もあるわけです。詳しくは申し上げませんが、読んでいただきたいと思いますが、例えば二つ目、「心配していた通りのことが起きた」と日銀幹部はあきれ、「三番目、「UFJグループでさえシステム統合に三連休を使ったのに、もっと大規模で複雑な統合を行うみずほが二日間のシステム停止で作業した点に無理があった」、一番下、これは柳澤さん怒りそうですけれども、「業務改善命令などを出しても、システムの機能回復には何ら有効に働かない」。

私は、日銀にも是非この際ですからお願いをしておきたいんですが、少なくとも、極めて小泉さんのたるんでる発言に近い、第三者のこれは物

言い得るね。日銀はそういう意味では、船でいうとデッキの下の非常に重要な部分をやっぱりつかさどっているわけで、その皆さんが、事が起きてからこういう発言、実際にしたかどうかは私は分かりません。分かりませんが、少なくとも報道されている限りは、だれかがこうやってしゃべっているわけですね。大変よろしくないことだと思います。

だから、今、本当に与党も野党もなく、この日本という船がちゃんと動くかどうかということをおもひこめて議論しているわけですから、ちょっと当事者意識がない、評論家的な御発言だという意味で、是非、日銀総裁、あと任期も一年になられたわけですし、日銀の中のこういう体質はきちっと是正していただきたいなと思いますので、その点について一言だけお聞かせいただけますか。

○参考人(速水優君) 今回、みずほグループで預金取引とか口座振替といった銀行業務の根幹を成す部分で混乱が生じて、多くの顧客に御迷惑を掛け、影響を与えましたことは誠に遺憾でございます。

ただ、今回のトラブルは、金融機関のシステムへの依存度というのの大きさに、高まっている中で、統合をきつかけとしてこういったリスクが顕現化したケースであったと思います。日本銀行ではそうしたリスクをよく注意をしてこれから見てまいりたいと思いますが、本年度の審査におきまして重点的にその点は調査してまいりたいというふうな思っております。

○大塚耕平君 時間も大分迫ってまいりましたので、参考にお配りしたお手元資料の一枚紙の方をちょっとごらんいただきたいんですが。

「金融機関のシステム投資の実情」ということで、FISCの金融情報システム白書とバンキングサービスの資料が添付してありますが、これを見ていただくと、例えばFISCの方の資料を見ていただくと、邦銀大手Bグループ、これは資産規模からいうと多分みずほさんじゃないかなと思

うんですが、これだけの資産規模があつて行員数が三万二千人。これに対して一番上のシテインググループは、みずほさんより資産規模が小さいけれども、従業員は二十四万人いて、ITの投資額は三倍以上あるわけですね。四倍近いですよ。つまり、ほかの銀行を比べていただいてもよくお分かりいただけると思いますし、その下のバンキングサービスを見ていただくと、実額で、日本の金融機関が資産規模は大きいのにシステム投資額はこんなに小さいということがお分かりいただけると思います。

そこで、裏を見ていただきたいんですが、その紙の裏を。これは柳澤大臣にお伺いしたいんですが、この「補」と書いたところですね。つまり、今の日本の金融再編というのは何を目的に行っているのかということ、もう一回、金融庁、よく考えていただかないといけないな。つまり、九〇年代の前半に何が言われていたかという、日本の金融機関は国際競争に生き残るためにはIT投資をもっとしなきゃいけない、そう言われていたわけですね。それは今、数字の裏付けはごらんに入れました。

そこで、この「補」のところをごらんいただきたいんですが、システム投資に関する日本の金融機関の統合の目的は、合体することでスケールメリットが出ていろいろ削減できるので、システム投資の規模を縮小するのが目的なのか。いやいや、そうじゃないと。そこでいろんな無駄な経費を省けるので、だから欧米の銀行に追いつくぐらいのシステム投資をするんだと。どっちが目的なんだという、非常に大きな政策判断の違いがあるんです。

そこで、もう一回、その横長の資料の四ページをごらんいただきたいんですが、真ん中に前田社長の御発言があります。「統廃合するのが目的の統合でございますので、これをやらすして行員の削減等もできません。それから、経費の削減もできません。システム費用の削減もできません」と。

これは、つまり、日本の金融再編というのが一体何をベンチマークに行っているかということが本末転倒してしまっているんじゃないかと私は思っております。そして、このシステム経費についての判断を間違ったことも今回のトラブルの原因ではなかったかと、このように考えております。

この点について最後に柳澤大臣にお伺いして終わりにしたいと思います。今日はあつた塩川大臣と竹中大臣に一つずつ御質問をさせていただきます。この点について柳澤大臣の御回答をお伺いして、終わりにさせていただきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) システム投資について、統合の目的は何ぞやと、こういうお尋ねでございますが、私はなかなか一刀両断に物が言えないのでございます。それは例えば、リテール志向ということでシティバンクがやったように、もう徹底的にIT投資でもってそのリテール志向を現実させていくということになったら、それは膨大な恐らくシステム投資が必要だろうと、こう思うんです。他方、そうではなくて、例えばインベストメントバンク志向というふうなことになるば、これはまた別様の話だろうと思うんですね。

ですから、私は、それはそれぞれの銀行が追求すべきビジネスモデル、あるいはそのウエートというものと関係があるだろうとむしろ思います。しかしながら、私どもがこの統合の際に言ったのは、物件費の圧縮をしなさい、リストラしなさいと言いましたけれども、そのときに常に、情報関連投資は除いて考えなさいと、こういうことを申し上げました。それから、情報関連投資については、大体、欧米の先進の銀行というのは一年にこのぐらい投資していると、それを確保するにも日本の場合に統合が必要だねというふうなことを常に念頭に置きながらこの問題に取り組まさせていただきますと、こういう側面はございます。

しかし、絶対額についてどう考えるかということについては、先に言ったポイントもやはり勘案

されるべきである、このように考えております。
○委員長(山下八洲夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後二時開会

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査を議題とし、主要行に対する特別検査の結果等に関する報告に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜田卓二郎君 今日、参考人の皆さん、御苦労までございます。

午前中の議論を聞きながら何を聞きしようかいろいろ考えてまいりましたが、冒頭ちよつと言感想だけ申し上げたいんですが、大塚委員の質疑は大変切れ味がよくて拝聴させていただきました。大分現場で御苦労していらつしやるわけで、現場には優しい御見解も開陳されて、その代わり小泉さんにはいささか厳しいコメントもありました。

実は私は、やっぱり世界で一番大きなうたいの銀行が、しかも日本の金融危機を克服しようという、そういう気概に燃えてスタートするわけですから、正直申し上げて、もうちよつと緊張感が欲しかったという気はいたします。

これは中身を知つての話じゃなくて、極めて印象派的な話を申し上げたいんですけれども、あの四月一日に私は早く朝起きまして、やっぱり商売柄ですから全紙を取っているわけでありまして、新聞がこんなに参ります。赤旗まで来るわけでありまして、まあ、池田さんの……全国紙の全面広告、これはまず目に映りました。誠にスマートであか抜けた広告なんです。でも、私が感じたのは別の印象でありまして、この重大な再出発の、しかも金融危機を克服しようという使命を

担つてのまなじり決してのスタートにはあの広告が映らないんですよ。モデルが二人のトップですが、けれども、スマート過ぎるせいかもしれません。が、いかにも私にはやけて見えただんですね。

私も、選挙やるんです。そうすると、一生懸命あのボスターの図柄を考えて張るんですね。このときは真剣勝負なんです。ああいうスマートな立ち姿で腕を、腕じゃなくて、足を組み掛けたようなポーズで、いかにも格好よく映るボスターというのは票にならないんです。私なんか時々全身像をボスターになんて誘惑に駆られることがあるんですけれども、二十五年選挙やっておりますけれども、こんなことはしたら駄目なんです。つまり、危機感というのが伝わらないんですね。

ですから、私はとっさに金融庁の親しい方に電話を入れました、何を監督しているんだ、もつと危機感にあふれたスタートをしてほしいと。そういえば、あそこ切替えに、要するに合併に伴つてどういう、コード番号とかいろいろミスが顧客からもあつたということでありまして、もう、そういうことの説明で大きな紙面を使つてやるんなら分かりますけれども、スマートなイメージを売るような場面じゃないだろう、そういう気で金融庁の方にはお話をさせていただきました。そのときはシステム破綻が起きるとは全然予測していませんでした。

是非、この大日本経済の血管、動脈、これが金融システムでありますから、それがこれだけの大きなうたいになつて、これだけの大きな使命を担つてスタートするわけですから、どうかひとつ、もう過ぎたことをあれこれ言つても仕方ありませんが、どうかひとつ緊張感をみなぎらせて、この危機を克服して、大きな役割、使命を果たしていただきたいということを一言感想で申し上げます。

竹中大臣、お時間が余りないようでありますので、ちよつと質問の順序を入れ替えて先に竹中大臣にお伺いをさせていただきますと思います。

私も、当委員会で不良債権問題については何度も質疑を繰り返して、心配を、やってまいりました。私の記憶では、昨年の暮れに近い委員会で、私の質問に対して山本全銀協会会長さんが、一生懸命不良債権は処理をしております、たくさん額の処理してきました、しかし処理をした額とほぼ同額の新たな不良債権の発生がありますと。それは新規に発生するものと、それから既にある債権の劣化していく部分と、この合計の話でしよう。そして、現実不良債権として発表される絶対額はそれほど減少していません、むしろ増えている。そのときも、山本会長のお話では、最近の傾向は処理する額よりも発生する額の方が増えざるまじりというお話でありました。

私も、今回の質問に当たりまして二、三状況を聞いてみました。全く同じような答えが今でも返ってくるわけでありまして、不良債権処理は一生懸命やっておりますけれども実は進んでいないということだと思ひます。

そこで、なぜ進まないか。これはもう私は単純な理屈だと思ひます。銀行の収益ではなくて、企業の収益力が回復しなければ、これは不良債権はなくなるんです。ですから、だれが犯人なのかということをもっとまじめに考える必要がある。

で、柳澤大臣は一生懸命やっておりますのはよく分かります。今回も特別検査をやられました。後で柳澤大臣に伺うわけですが、私も、私に言わせれば、特別検査をやつたからといって、あるいは検査体制を強化したからといって、それで不良債権の処理ができますという話ではない。もつと実態を考へてやつていかなきゃいけない。それも必要だけれども、片方がなければ、それは無理な話だと思ひます。

ですから、どうも、私は小泉改革は基本的には支持をしております。でも、この経済政策、これが欠けているということを言い続けてまいりました。経済政策をしつかりやらないと、つまりデフレをきちんと阻止をして景気を拡大基調に

持つていく、そんなに高度成長みたいな話はどう無理だというのは分かつていても、少なくともデフレ政策で対応してきた今までのことというのは、私は反省されてしかるべきである。デフレ阻止までは踏み込まれました、この点は正當に私も評価しているつもりですけれども、もう一歩踏み込んで、やっぱり経済環境を良くする、企業の収益性を回復させるということがなければ、つまり企業の収益力の回復ということを同時に考へていかなければ、私は不良債権の処理はいつまでも処理と発生をイタチごっこに終わつてしまつていふに思ひます。日銀総裁いらつしやいますけれども、もう金融はじゃばじゃばというぐらいに量的緩和もしておられますし、ゼロ金利も長過ぎるぐらい続いているわけでありまして。

今度は柳澤大臣の方にしわを寄せて不良債権を早く処理しろと、これはまあ結構なことですが、でも、それで解決するような経済実態ではあるまいというのを申し上げたいわけでありまして、経財全体の政策の責任者でいらつしやいます竹中大臣の見解を承りたい。

○国務大臣(竹中平蔵君) 浜田委員から御指摘いただきましたマクロ経済の運営と、その結果としての一つの不良債権の問題、以前もこの委員会と同様の御趣旨の質問をいただいたというふうに記憶しておりますが、経済実態が悪いから不良債権処理が進まないという側面は確かにあると思ひます。しかし、経済実態がなぜ悪いかということ考へる場合に、実はそこに不良債権問題が存在しているからだという、やはり相互依存の関係も間違ひなくあるのだと思ひます。

結局のところ、マクロ経済と不良債権の処理というのを一体化させてどのように解決を図つていくかということが問題に尽きるわけでありまして、その点では経済実態を良くすることが重要であるということ、これはしかし、昨年から一貫して小泉内閣としてはそういう立場を取つてきた

つもりであります。

じゃ、問題は、しからばどのようにすれば経済実態が良くなるのかということなんだと思うんです。

一方で、一つの考え方は、財政政策をもっと積極的に活用して経済実態を良くするという考え方。しかし、今朝も話題になりましたが、S&Pが日本の国債の格下げをして、こういう状況で更に財政赤字を拡大せざるというような政策を取ってよいのかという非常に大きな制約がございます。

私たちは、やはり財政を長期的に健全化させるという一つの「改革と展望」で示したプランに基づいて、財政は緩やかに、しかし漸々と健全化させるという方策、そのマクロのフレームワークの中で、今議論しておりますような税制でありますとか規制改革等を総合的に活用して経済を活性化させたいというふうに考えているわけでございます。

明示的にその財政政策をどのように活用、もっと積極的に活用せよという御趣旨なのかどうか、ちよつといろいろのお考え方があろうかと思いますが、財政に関しても、その巨額の財政赤字という制約の中で、今年度の財政支出に関しては、私たちの試算では、昨年の第二次補正と合わせて財政支出は実質で若干のプラスになるという試算をしておりますので、決して財政面でのデフレ政策といえますか、緊縮財政は取っておらないというふうに考えております。

非常に狭い道を歩まなければいけない中で、ぎりぎりの運営をしているというふうに認識をしております。

○浜田卓二郎君　そういうふうにおっしゃいます、現実に出てくる政策というのは、補正は組まれました、だからそれを足せばどうかという話は今おっしゃったような数字になるのかもしれない。

しかし、今年度のスタートしたばかりの予算はマイナス予算です。公共事業費も一〇%削つてい

るわけですね。削るのが悪いとは言わないですよ。つまり、どうしたら政府の経済政策は拡大策だというスタンスをマーケットにインパクトとして与えられるかということです。

分かりやすく言えば、民間の財布のひもが締まっているから景気良くならないでしょう。併せて政府も財布のひもを締めちゃ駄目ですよということを言ってきたわけでありまして、何も突然、三十兆も公共事業費を追加しろなどという議論をしているわけじゃないわけで、スタンスですよ。つまり、政府も経済に対して拡大的な対応を取っているよというメッセージが出てこないじゃないですか。

ですから、それは竹中さんは、今自分はそうおっしゃっていると言っているしやるけれども、ここで我々は塩川さんとよく議論をしています。ちよつとどういらつしやらないのが都合がいいんでね、うっかりしたことと言つて怒り出されまうから議論が途中で止まっちゃうんですけれども、塩川さんがおっしゃっていることは三十兆がありまうということだけなんです。それで、しかも今度の四兆円も、今、デフレ阻止までは今年に入つて言い出されたんですよ。

去年、ここで議論を、補正の議論を私は取り上げてやりました、かなり早い段階。そのときはデフレ阻止などという言葉は出てこなかったんです。つまり、そのときはセーフティネット議論だけですよ。失業が増えたらそれにどう対応しますとか、転職を容易にしますとかいうような説明だけですよ。さすがに、今年に入つてデフレ阻止に変わられたと思う。

でも、もう一歩踏み込む必要がありますよ。要するに、景気拡大策に政府が転じたという、それが大事なんです。何も三十兆を垂れ流せなどと私は言っているわけじゃありませんで、政策というのはスタンスが大事だということを私は繰り返し申し上げているつもりでありまして、しかも、今年に入つてもう一つの言い方が出てきていますよ。三十兆にはこだわらぬでいいといううな言

い方が始めているじゃないですか。それは竹中さんが演出していらつしやるんですか。小泉さんがそういうことを言われましたよね。じゃ、なぜ去年の暮れまで、あるいは今年度の予算までは三十兆が大事で、予算が成立したら三十兆はもうそんなにこだわらぬでいいという話になるのか、その辺もよく分からない。

もう一回御答弁いただきたいと思っています。○国務大臣(竹中平蔵君)　まず、デフレ対策の話であります、デフレに關しましては、そのデフレの問題点というのは私たちはずっと指摘してきたつもりであります。ただ、これは消費者の方々の方々等も、去年の秋ぐらいまでの時点では少なくとも皆さんはデフレは歓迎だというふうにおっしゃつて、だから政策になかなか至らなかったというところなであります。

これは以前ここで御答弁させていただいたかもしれませんが、物の値段が下がるのはいいじゃないかと。しかし、そういうふうにおっしゃる消費者の方は、必ず自分の給料は下がらないということとを何となく前提におっしゃつていた。しかし給料まで下がり始めて、これは大変だというふうに世論も盛り上がり始めて、私たちの政策も、主張してきた政策も実現したというのが経緯でございます。

ここはひとつ、非常に大きな問題提起になりますので明確にポイントを指摘させていただきたいと思うんですが、景気が悪くなったから財政政策で拡大的な政策を取るといふようなこと、それもこういう政策と決別する必要があるというの、今年一月に示させていた「改革と展望」において示した基本的な考え方です。

これは、先進工業国の中でいわゆる財政を使つたファインチューニングを行っている国は、私は日本だけであつたというふうに認識をしております。そういう政策を取ると、景気の悪いときには財政は拡大する、しかし景気は良くなつても引締めはできませんから、結局、正に日本がそうなたわけでありまして、財政の赤字だけが膨らんで

いく。

だから、今年の一月の「改革と展望」では、財政に關しては自動安定化装置を機能させるということとを明言しているわけでありまして。その自動安定化装置をうまく機能させるといふ形に持つていく中で、結果的にですね、結果的にこれは、こういうことも見込みながら昨年度第二次補正を打つたわけでありまして、今年は景気回復がまだ厳しい状況の中で財政は決してマイナスにはならないんですと、これは財政が景気の足を引っ張るということではありせんといううな形を作つていつている状況であります。

ここは一つの政策運営の基本的な考え方でありまして、少なくとも今の内閣はそういう考え方の下で「改革と展望」を閣議決定しているという点を是非とも御認識賜りたいと思います。

企業の収益が重要であるというのは、全く御指摘のとおりであります。幸いにして循環的には、経済は必ず循環をいたしますので、今の時点で景気の上昇修正を、私たち判断の上で修正を少しさせていただいておりますが、証券会社等々が発表しているアンケート調査によれば、二〇〇二年度の企業収益は、これは大手の四百社、五百社のベースであります、五〇%、六〇%という大幅増益になるといふ見方も出ています。そうした一種の循環の中に私はあるのではないかと考えております。

最後に、委員が御指摘になりました三十兆、小泉総理がそういう発言をしたという御指摘がありますが、私の認識では、その発言の場に私はおりませんので、私の認識では、それは二〇〇三年度以降の財政の規律をどう考えるかという中の御発言であつたというふうに私は認識をしております。これは、「改革と展望」の中で示させていただいた試算においても、今年度三十兆を守つたとして、来年度は国債の残高が更に増えますから、それでデフレの収束とともに金利もやや上がるということとを前提にすれば、実は単年度としては来年度三十兆を上回るといふことは、

これは出てくるわけでありまして。そのことを言及されたのだというふうには私は認識をしております。

重要なのは、「改革と展望」で正に示しましたように、今年度はスタートラインとしての三十兆を守りたい、しかしその後は、収支差額ではなくて財政の支出、歳出そのもののGDP比を上昇させないようとするという一種の緩やかな歳出キヤップを掛けることによつて、つまり差額ではなくて歳出をコントロールすることによつて財政の健全化を図りたい。その中で、先ほど申し上げました財政のビルトインスタビライザー機能を生かして景気に対しても効果的な財政が出現するような形に持っていきたい、そのような考えで財政運営をしてまいります。

○浜田卓二郎君 米国も、テロ事件の後に直ちに財政支出を増加を決定をしたり、機敏な、もちろん金利政策も当然でありますけれども、景気停滞から脱しつつあるということもあります。

私は、マクロ政策としての財政の役割が死んだというふうに決め付ける必要はないと思つてゐるわけでありまして、財政も含めて、このデフレ状況、そして需要の不足状況に対して総力で取り組む必要があると思つております。

冒頭の言葉に戻りますけれども、不良債権処理を進めるのを金融庁の手続だけにゆだねるということは、これはしわの寄せ過ぎだと思ひますから、総合政策として不良債権の処理に取り組んでいく必要がある、そう申し上げておきたいと思ひます。

委員長、お時間のようですから竹中大臣は結構でございます。

○委員長(山下八洲夫君) 竹中大臣、どうぞ。

○浜田卓二郎君 引き続き、柳澤大臣にお伺いをいたします。

今の関連で先にお伺いいたしますが、特別検査とかいろいろ御苦労までございました。今回おまとめになった中で、私は評価しているところもたくさんございます、後で申し上げたいと思ひま

すが。ただ、最後に、不良債権は、新規発生分というところでしようか、一年で五割削ります、整理します、二年で八割整理しますと。これは何を根拠にそういうふうにおっしゃるんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まず、不良債権の処理というのについて、私どもはオフバランス化ということをおこなつて申してきたわけですが、オフバランス化というのは、不良債権の中で、その一部であるところの破綻懸念先以下の債権についてオフバランス化という方針で臨もうと、こういうことでございます。

そして、そのオフバランス化というものを言い始めたときに、今この時点で既に発生したものに ついては、もう二年で処理しましょう、処理してもらいましょうと。それから、今後毎年度発生するものについては、翌年度を第一目にして、三年度間掛けてこのオフバランス化をしてもらいましょうということをおつたわけでございます。

そういうことで話は進んできましたけれども、昨今のいろいろな日本の不良債権の処理の遅れ、特にオフバランス化の遅れというようなことが、いろいろ言われる方もありまして、私どもも、発生したその年の次の年から三年ということとは、その枠組みの中ではあるんだけれども、もう少し前倒ししていかないと、三年度目にやりやいいわというふうなことで、一年度目、二年度目というのは余り取組をされないというの困るわけでございます。まして、そういうことで、私どもとしては実質二年ぐらいで終わるつもりでやってくれと。それには、発生した翌年度の、つまり初年度、第一年度目には五割ぐらいやるということをやってくれと。それで、その次の年は、もうあとの五割皆やつちやうつもりなんだけれども、なかなか貸出し先とのいろいろな話合いもあるだろうから、例外的に残るものはあるかもしれぬと。しかし、それはもう二割見当だよと。ですから、次の年はもう三割ぐらい、三割以上やるつもりでやってくれと。

こういうことを今度新しく一つの目標として、数値目標ですということに要請をさせていただくことにしたと、こういうことでございます。

○浜田卓二郎君 そうすると、柳澤大臣の見通しというか見方としまして、今後の不良債権の発生というのは、今のテンポでいって、そんな生易しいものではないようにお見通しになっていらっしゃるんでしようか。収束していきなるとお考えになつていらっしゃるんでしようか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 不良債権の新規発生については、余り評判良くなかったんですけども、この前我々は一つの推計を出させていたたたわけですが、それを平成十四年度が始まる時にまた試算をしてもいいなと思つていらっしゃるんですが、いずれにせよ、試算をするにしても、その土台になる平成十三年度の決算が出ないことにはこの作業は進められないというわけでございます。

そのときに、どういうじやこの前に推計をしたかという、遷移率というものを使ったんです。遷移率とは何かという、実績ですけれども、結局、正常先の債権は次の年度にはどういう分類になるんだ。もちろん、正常先で、正常先のままの債権も多いわけですから、いろいろな景況、業況で要注意になつたり要管理になつたりする。

それで、その次の年はまた要注意、要管理が破綻懸念先に一部なつたりする。こういうふうな時間の経過に従つて債務者区分が移っていくのを遷移率というふうな金融検査マニュアル上言っているんですけれども、それを大数的に観察して一定の率をはじくことができます。その遷移率というものを使得て推計をするということが出来るわけでございます。そういうことでこの前やらせていただいた。

もちろんそれが、遷移率が全然変動しないというものであれば、これはもう新規発生というのはもうどんどん膨れ上がっていくわけですが、そこは経済の状況、客観的な状況でそれを反映して遷移率というのは明らかに変わります。それは、ここ二十年ぐらいの間の遷移率の実績を見

て、名目成長で何パーぐらいのとき、日本の経済がそれなりに順調であるような時期はどうだったとかということもこれも分かれますから、そういうものの言わば実績に基づいて遷移率というものをある程度推計をしてそれを当てはめていくということが出来るわけですね。

今度我々が考えておりますのは、名目の成長率がこの前の「改革と展望」で出されたわけですが、すべて公式書類に全文載つていっているわけじゃないんですが、「改革と展望」の作業中に出された数字も含めて申しますと、十四年度は名目成長率はマイナスの〇・九であるけれども、十五年度は、これは非公表という公の数字ではないですが、大体プラス〇・五ぐらい、それから十六年度はプラスの二・五ぐらい、名目成長率でございます。

そういうことを仮に計算の前提にすると、やっぱり遷移率というのは、悪化の遷移率率というのはそれなりに緩和されてくる、こういう見通しが立ちますので、私どもとしてはそういうものを基にしてこれからの姿というものを思い描いて、そして新たにこういう施策を織り込むことによつて何としても、平成十六年度でしようか、集中調整期間というものが終了後には何とか正常化のレベルにまで持っていきたい、こういうことを考えてこういう施策を打ち出している、大体のフレームワークはそういうことでございます。

○浜田卓二郎君 私よく分からないんですが、金融機関が正常化したというのはどういう状態なんでしょうか。不良債権がゼロになるんというところはあり得ないわけですからね。だから、何か私は、不良債権処理の問題、急げば急ぐほどいいという前提でみんな出発して物を考えていますけれども、何が重要なのか、何が大切なのかというのが時々分からなくなるんですよ。柳澤さんだって、特別検査をやりますとか、それから今度は常駐までさせるんですか、そこは後でまた聞きますけれども、何かがんじがらめに、手続的にがんじがらめにしつぱつぱ減っていくという

ような錯覚があるような気がしてしょうがない。

つまり、本来、金融機関というのはリスクテークが本業ですから、相手様の状況を見ながら、ここは面倒を見ようというの当然あるわけですし、それで経済状況が悪きや、銀行が幾ら頑張ったって、あるいは金融検査官が幾らやかましく言ったって、相手はだんだん劣化していくわけですから、相手を見ながら話ができなや、これは何か無理やりの話みたいに聞こえてしょうがない。しかも、柳澤さんが張り切つてしりたたけば、金融検査官が出掛けていつてマニュアルよりもっと厳しくやるかもしれないし。

だから、何かそういう、何というんですか、实体经济とか生きている企業とかいうのを抜きにして、金融検査とかマニュアルとか、そういう手続の面だけで不良債権を考えているような気がして、時々ですよ、しよっちゅう考えているわけじゃないんですけれども、いろんな話を聞くとそういう気がするときがあるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まず第一に、不良債権問題の正常化というものをどう考えるかということについては、端的にお答えしますけれども、これは我々二つメルクマールを持って考えているわけです。

一つは不良債権比率、不良債権じゃなくて、全貸出しですね、貸出しに対して不良債権、つまり要管理以下の債権の金額の対比です。これが大体四%近傍というか、ということであれば、これが大体正常化のレベルだろうということが経験的にも言えるし、物の書類というふうなものにも書いてあるというふうなことで、大体そんなことを我々念頭に置いて、不良債権の問題の正常化というの、四%を切るぐらいのところまで不良債権比率というものを持つていくということが大事だと。これが一つ。

それからもう一つは、与信費用比率と、こういうふうな難しい言葉を言うんですが、要するに、不良債権の処理損というものを貸出しに対して、

貸出し残高に対して比率を取るという考え方があるわけでごさいます。これは浜田委員つとに御承知のとおり、私も昔、税制改正で貸倒引当の引当率を削つてもうちよつと増税しようとかという、いや、そんなのは実績に比べてどうのこうのという議論をしましたね。あの当時していたのは千分の三なんです。つまり、百分の〇・三なんです。与信費用比率が。やっぱり経験的に言つても〇・三%というのが、貸出し残高に対して一年の与信費用比率というのは〇・三ぐらいが正常なことだった、こういうことであるという過去の経験則みたいなのがありまして、やっぱり与信費用比率が〇・三に近づいていくというのが正常化であると、こういうふうな二つのメルクマールを持って私どもは何とか不良債権の問題というものを正常化しよう、こういうことで考えているということでごさいます。

そもそも、おまえさんは不良債権を自分の検査か何かで、何というか、きりきりやつて何とか退治しようと思つていかぬけれども、そうはいかぬぞよ、金融機関が相対面しているのは生きた経済であつて、そこからどんな経済の客観情勢が悪くて不良債権が生まれてきたら、おまえが幾ら検査官のしりをたいたてみたら、おまえなんものもハツカネズミが輪つかをこいでいるような話になるぞよという御注意かと思つてわけでごさいます。全くそのとおりなんです。全くそのとおりでありまして、客観情勢がちゃんとしないう限り、不良債権問題の正常化もこれは望むべくもない、こういうふうに思ふんです。

では、柳澤金融行政というのは何でもつと客観情勢のことを言わないんだと、恐らく浜田委員はそう思われると思うんです。私も本言いたいんです。本言のことを言つて、とんでもない、金融庁の仕事だけに不良債権問題の処理を迫るなんというのとはとてもないことだというふうな私思ふんです。

ですけれども、それは竹中大臣がいてほしいんです、ここで。浜田さんが、たまたまいなるとき

に私にいい質問をするものだからこうなっているんですけれども、それはそれとして、どういうことを私は考えているかという、そうすると、今までの金融行政、不良債権に対して、ともすれば厳しくないというか、厳格と言えないようなそういう処理をしてきたという、我々にとつて、本当は金融庁はあるいは金融監督庁になったときに生まれ変わったはずなんです、相変わらず、手心を加えているんじゃないか、後ろから逆算しているんじゃないかという論者がいるんです、まだ。どういう加減か私は分からない。

どうしてそんなことが私の金融組織の中で可能かと私聞きたいんです。私がどういう指令をしたら第一線の金融検査官が手心を加えて、まあこの辺をやつておかないと自己資本比率が割れるからなんだというふうなことがどうして可能なんだと。みんな一件一件、一本一本の債権を本当に議論に議論をして、そして分類しているはずなんです。そんなときに、検査官の頭の中にこれをやたらひとつ自己資本比率が割れるかなんというふうなことがあつたとしたら、議論にいつも負けますね、これは。私はそういうことはないということ、私に言いたいんですが、相も変わらずそういう、私に言つたら百年河清を待つような議論がなされているわけでごさいます。

私は、結論として、ですから自分の庭先がきれいになるまでは人のところにしりを持つていくような議論は差し控えた方がいいだろうと、これのみであります。

○浜田卓二朗君 いや、柳澤さんの演説を引き出すための質問じゃなかったんですけれども、筋書は、私は実は竹中さんにこの問題の最後に答えてもらつたつもりだったんです。そういう話を十分聞かせてあげなきゃいけないと思つたんですが、何か総理に呼ばれたというところで、こういう順序が逆になつたわけでありまして、私の言いたいことはそういうことなんです。

そういうことなんです、昼休みに日経新聞をちよつと読みましたら、金融庁の長官が、これが

みずほから毎日じゃなくて報告を徴求して、しばらくはウオッチしていくというような談話が載つていました。

今はそういう事態ですから必要だと思うんですけれども、ただ、今目指している金融行政というのはこんな方向じゃなかったはずなんです。つまり、ルールを厳しくしよう、そしてその中で銀行の自己責任というのををもつと厳しく認識してもらおう、そして本当に、何といひますか生きた競争を実現していく、これが護送船団方式からの離脱の目標じゃなかったですか。今は何か逆に、私に言わせると、今、柳澤さん言われた趣旨とかなり似ていますけれども、手取り足取りに過ぎちゃつて、おせっかいをしなかつたら金融業は独り立ちできないというふうな、これは私錯覚だと思ふんです。やっぱりきちんと自己責任がそれぞれの分野で貫かれるという体制に持つていかなくつたら、金融行政の変革というのは実現しないです。だから私は、こういう時期であつても、そういう問題は、基本認識というのはいつかり動かさないでやつていく必要があるということ、釈迦に説法ですけども、あえて申し上げたいと思ふんです。

そこで、なぜ急ぐかという議論でもう一つだけしたいんですけれども、金融業のリスクテークの中には、今危ないけれども将来良くなると、しかも今みたいにデフレで総需要が不足していてどうしようもない、このときに幾らあがいても企業の業績は上がらない、だから滞るとか、そういう話というのはあるわけですよ。それをしやにむに今処理しろ、一年以内とか二年以内というのはそういう思想なんです。

その間に政府が責任を持つて景気を良くするか、それだけ責任ある政策が取られているか。竹中さんいらないから残念だけれども、答え方は知つていてくれるけれども、実際の経済政策というのは私に言わせれば取られていませんよ。それでいて、期限を切つてこの間にきれいにしろ、そして柳澤頑張れという話は、私はいびつだというふうな思ふ

ものですから、どうでしょうか、金融機関のリスクテークの中には、今だめだけれども、もうしばらく我慢していれば良くなる、その間のリスクを取ってやろうというそういうリスクテークもあるんでしよう。その点どうですか、そう思いますけれども。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ちょっとこの御議論の中に、何とか、織り込んでいただきたいなどと思うのは、まずオフバランスの対象が破綻懸念先以下であるということですね。破綻懸念先というのは、基本的に言えば債務超過、それでしかもそんな一年や二年でその状況が改善されるという見通しを持ってないというのが基本的な考え方として、大ざっぱに言ってそういうことでよろしいかと思うんですけれども、これをオフバランス化してくださいと、こういうことなんです。

オフバランス化というのは、別に、何とか、破産をさせて清算をするということをやっているわけではなくて、かねて申し上げているとおり、再生型、再建型の処理というのがあるわけでごいまして、それは私的整理あるいは法的に民事再生法を始めとするいろいろな再建型の倒産法制というのがありますから、そういうものを使って、そして再生をさせて、銀行として負うべき負担は負って、そして残債については健全化していくということで、むしろ上位遷移ですね、債務者区分としては上位に遷移させていくということも含めてオフバランス化をするということとを言っているわけでごいまして、何か全部破産をし清算をするんだということでないということとを申し上げたいと思います。

それから、リスクテークということはもちろんそうなんですが、リスクテークといっても引当金というものはきちっと積んでもらわないと、正にリスクに見合う引当金を積んでいただくということが必要になってくるということでごいします。そういうきちっとした対処は、一般の貸倒引当金、あるいは場合によって個別的な引当金も含めてきちっとした引き当てを積んでも

らって、そういうような対貸出し先との関係で処理をするというようになこともあり得るということはお説のとおりでございします。

○浜田卓二郎君 次に移りますが、今回の金融庁の取りまとめの中に中小企業融資編の作成というのが入っておりまして、私も読ませていただきました。

かねてから、金融検査マニュアル、これは非常に読むとよくできているわけでありまして、この精神に沿った、実態に即した金融検査の在り方というのを私は注文してまいりましたけれども、そういう観点からも一つのいい具体例が示されたというふうな思っております。この点は評価しております。

しかし、十三の事例が書いてあるんですね。これからまたいろいろな意見を聴いているんな事例を増やしていくというお話ですが、是非これは聞いてもらいたいと思うんですが、今申し上げたことにも関連しますが、この十三の事例のずっと共通しているのは、その企業の経営者、経営者の個人的な資質とか資産状況とか、そういうものをできるだけ弾力的に勘案してあげろというのが一貫してある事例の特徴だと思っております。しかし、経営者の資質とかそういう資産状況だけではなくて、これは一種の担保的な発想ですね。

もう一つ、例えば、今のような経済状況で、政府は少なくとも間もなく底を打ちそうだとおられるわけで、このまま行けば売上げの落ち込みというのはいつかは近い将来回復しそうだという心配を感じている経営者もたくさんいるはずでありますし、それは個々の商売の中でもっと確実な感じになっていくと思うんですよ。そういう経済動向とか、それから狂牛病の騒ぎが、BSEですとか、騒ぎがありましたけれども、ああいう一過性のトラブルとか、それによって物すごく売上げが落ち込むとかいう特殊要因とか、そういうった何というんですか、変化する要因もこの具体的な事例の中に取り込んでいただけたらいいなというのが一つございしますので、これは注文として申し上げます。

げておきたいと思えます。

それで、今日、信用金庫と信用組合の代表者の方お越しいただいておりますが、どうかひとつこのマニュアルに、具体的な事例に大いに中小金融界の意向を反映させて実のあるマニュアルにされたいと思うんですね。

そういう点から、ちょっと一言ずつでも御感想を承りたいと思います。

○参考人(長野幸彦君) かねがね私も、御存じのように、金融検査マニュアルについては見直しをしていただきたいということを言っております。これは、二月二十七日の緊急デフレ対応策の中にはつきりそういう項目が出されたということとを大変有り難く思っております。

そして、かねがね、改正する場合はこういうふういような点が問題じゃないかと。確かに皆さん方、画一的、機械的な検査にならないようにというふうなことを、地域の状況あるいは金融機関の状況を考えながらやるようにということが十数か所書いてあるんだというふうな形でいつも御説明いただいたいていたわけでありまして、実際問題として、検査官の方が検査される際によく分からないですね、そこら辺のあれが。中小企業の実態把握というものが必ずしも十分できていない、あるいはその企業が将来どうなるのかというふうなこと等についての見方ということについても必ずしも御存じじゃないんじゃないか、失礼な言い方を言わせていただきます。

そういうふうな検査の実態があったものですから、確かにマニュアルにはこう書いてあるけれども、現実の検査ではこうこういう問題がありますというところを申し上げておりましたし、我々業界としてもこの二年間いろいろな内容を検討してまいりました。ちょうどいい機会でございますから、金融庁さんの方に、我々の現在今までやってきたこと、現在やっていることをどんどん出して、そして中小企業金融の円滑化を全うできるよう努力させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○参考人(田附良知君) 今回におきましては、さきの信用組合への集中検査の際に多くの会員組合から、中小零細事業者を主たる取引先とする組合の特性に十分配慮されていないという声が多数寄せられたわけでごいします。そのために、債務者区分の判定におきまして中小零細事業者への金融の特性を踏まえた判断が行われますよう、具体的な事例を示して御当局に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

また、今回の金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編につきましては、現在パブリックコメントに付されておるところでございしますので、改めて会員の組合員の意見等を整理、集約いたしました上で具体的な対応をいたしてまいりたいと、このように思っております。

なお、今後につきましても、必要に応じて具体的な適用事例の追加等につきまして御要望を行ってまいりたいと考えております。

どうもありがとうございます。

○浜田卓二郎君 最後に、五味検査局長がおいでですから一つ伺いたいと思えます。今の各業界からの御要望はしっかり受け止めていただきたいと思います。

それで、まとめられたコメントの中に、実質的常駐検査体制というふうな言葉が入っております。これはどういうことを意味しておられるのかが一点と、それから、今重大な使命を担って金融検査が行われるわけでありまして、現在の金融検査体制について、諸外国の例もいろいろあるでしょうけれども、どういふふうな、十分なのか不足なのか、その辺りも含めて、現在の金融検査体制についての感想を聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(五味廣文君) お答えいたします。最初の、いわゆる常駐的な実質常駐検査の件でございしますけれども、これは、最近持ち株会社方式による経営統合などによりまして、主要行を中心としたしまして金融機関のグループ化が大き

流れとなつてきている、これを踏まえまして、主要銀行のグループ別に検査部門を再編成をいたしまして、一つの部門が一つのグループを継続的にチェックをするという体制を取ろうというものであります。具体的には、同一の部門が同一グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査をしていくと。特にホールディングカンパニーのあるグループにつきましては、ホールディングカンパニーには随時立入りということになりますので、年間を通じて検査の体制が取られていくということになります。これによりまして検査の実効性を高めていくというものでございます。

今までは、グループに対する検査というのは、同時期にそれぞれ異なる主任検査官がグループを一体としてチェックをする。これはこれでグループ内の取引関係の把握などに非常に有効な手法でございましたけれども、そうした手法もほぼ一巡をいたしました、これからはむしろ各グループの特性を十分ノウハウとして検査局内に蓄積をいたしまして、監督局と十分連絡を取りながら実効性のある実態把握をするという、こういうことが必要であろうと。こういうことで、常駐的なやり方を入れようというところでございます。

それから、検査の体制でございませうけれども、これは検査の手法あるいは監督の手法が国によって違いますので、外国との比較がなかなか一律にはできない面があります。大体、ヨーロッパ系の国の場合には、検査といひましても監査人を通じてチェックを入れるというふうなことで、あるいは、立入りは余り重視をしませんで、経営者との議論を優先をしてチェックを入れていくというふうなやり方がヨーロッパでは多いようです。

そこが、したがって、日本のやり方に近いのはアメリカといひますか、日本がアメリカの検査手法に非常に近いと言ふべきなんでしょうが、実地検査を中心とした検査、アメリカの場合には、御承知のように非常に多くの監督者が配置をされております。国法銀行を見ますと、OCCですと二千九百人、FRBには千六百五十人、FDICに

は六千五百三十二人、その他、こうした検査・監督に従事する職員の数というのが日本と大分違います。我が国の場合には、金融庁は、検査、監督を合せてまして、財務局の地方も合わせましたところでも千人弱という体制でございまして、人数的にはかなり少ないというところであります。

ただ、実際の検査は、米国においても、預金受入れ金融機関について年一回の検査を原則とする。特異な事情のある場合であっても十八か月一回、つまり一年半に一回は検査をしなければならぬとか、それ以上延ばすことはできないわけですが、我が国の場合も、おかげさまで、主要行につきましてはこれまでは二年に一回程度が限界でしたが、年一回体制という、年一回検査という体制が取れるようになりました。ただ、地域金融機関につきましてはさすがにこれは難しいという状況でして、今徐々に、一・五年に一回という水準に徐々に近づきつつあるというところでございまして、やはりこの財産の状況といひますか健全性といひますか、こういったものが一番基本的に重要なチェック項目になりますから、年に一回の検査といひるのは理想だと思っております。そういう意味では、まだ増強の必要があるというのが現場の感覚でございませう。

○浜田卓二郎君 終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。

参考人の方々、御苦労さまです。私、みずほの問題を中心に質問をしたいと思ひます。

午前中の話を伺っていたんですが、私も浜田委員と同じように最初感想を申し上げますけれども、ともかく私の場合は、余りにも緊張感がないなど、金融システムを失墜させたといひますか、前田参考人の言葉をかりますと、金融システムの信頼性を大きく損なつたといひることを言っているんですが、言葉としてはこれは大変重たい言葉なんです、言葉に比べて内容がないといひることを率直に感じました。

具体的に何っていきいたいと思ひます。今回のシステムの障害、決済機能を麻痺させた

という問題だと思ひますが、この原因としまして、処理量を三倍、四倍まで想定しておくべきだったと、これは石坂専務が四月五日の記者会見で言っていることなんです。四月一日のATMのダウン、これは想定以上のデータが、データ処理が集中したといふところから起きたと思ひますが、一体どのくらいの情報量を想定していたんでしょうか。

○参考人(前田晃伸君) 午前中に御説明しました総で、従来ですと三つの銀行はそれぞれ直接に事務センターをつなげていたもので、処理量でいいますと、都市銀行、我々、都市銀行が二つと長期信用銀行がありまして、長期信用銀行はそんなに大きな処理量はございませぬ。都市銀行が二つ分がある意味では縦につながっておりまして、直列につながりまして、そういう意味では処理量ははつておいても二倍必要なんです、今回のケースは、そういうのを想定して全体の処理量は三倍に上げております。

ただ、トラブルを起こしましたのは中継する部分で、リレーコンピューターということで御説明は倍にしたんですが……

○池田幹幸君 それは午前中に伺いました。

○参考人(前田晃伸君) はい。その部分がうまく通らなかつたというのが主因でございませう。

○池田幹幸君 ATM、三倍から四倍ということなんだけれども、私が伺っているのは、三倍から四倍やっておくべきであつた。で、答えは、三倍は準備したとおっしゃつた。その基礎となつて数字は、じゃ、どれぐらいですかと私、伺っているんですよ、ATMの。

○参考人(前田晃伸君) お答え申し上げます。

ATMの利用者数、まあ利用者数で申し上げた方がいいと思ひますが、月間で二千五百万件でございまして、一日当たりの平均利用件数は八十万件でございませう。ピークの日にちはそのちよと倍ぐらいい、百五十万件がこの平均利用者数でございませう。

○池田幹幸君 実際にはどれぐらいの処理が必要になつたんですか、四月一日は。

○参考人(前田晃伸君) お答え申し上げます。

一日は、三月三十、三十一が土日になりました、実質、一日が月末日と月初日と重なつた日でございまして、恐らくこのATMの利用件数は百五十万件強ということだと思ひます。

○池田幹幸君 じゃ、一日当たり最大になるのは百五十万と今おっしゃつたでしょう。百五十万だったらバンクするはずないじゃないですか。

○参考人(前田晃伸君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、コンピューターセンターのキャパシティの問題ではございませぬ、リレーコンピューターが不都合になつて、要するに二つの銀行で同時に利用することができなくなつたという意味でトラブルが起こつたわけだと思ひます。片方の系列、旧富士銀行の系列、それから旧第一勧銀の系列そのものの縦のラインの利用はそのままできたわけでございます。

それは三月まではばらばらだったんですが、四月の一日からは一つの銀行になりましたので、どちらのカードを持っていまして、どちらの銀行でも使えるという設計をしたのがこのリレーコンピューターでございませう。その部分の接続が不都合になつたので利用できなかったよう、全面的に止まつたといひることでございませぬ。

○池田幹幸君 それじゃ、口座振替の方はどうだったんですか。口座振替は、もうこの数は当然予測できていたはずですね。

○参考人(前田晃伸君) 口座振替は、私どもが請け負っております件数は月間で約二千七百万件でございませう。一日当たりの平均で百三十五万件でございませう。

これで、四月の一日の日にちは、先ほど申し上げましたとおり、土日と月曜日と月末が全部重なりましたので、恐らくその百三十五万件に対しては、三倍以上の三百万件強の処理量だったと思ひます。

○池田幹幸君 結局、その程度のことかもう当然

想定できておつたのに、それが処理できないという失態を招いたと、こういうことなんですね。まあ大変お粗末だと思えます。

そこで、こういった問題が起きたことについては、単に技術的な問題ではないと思うんです。あなた自身がきちんとした準備をしていなかったその経営姿勢にあるんだと私は思うんですが、そのことについて幾つか取り上げたいと思うんですがね。

まず、一月の段階でUFJでトラブルが発生したんですね。これはもう有名なことで皆さんよく御承知のところですね。このUFJの場合は、このUFJでさえという話をさっき大塚さんがおっしゃっていただけれども、一月の二日に全国すべてのATMとマシンに人を配置して一斉に入力する打鍵試験というのをやっていたんです、打鍵テスト。これを、テストを繰り返したと言っておりましてけれども、当然、UFJと同じように、みずほにおきましても全すべてのATM、マシンを一斉に動かすという、こういった打鍵テストをやる必要があったと思うんですが、いかがですか。

○参考人(前田晃伸君) お答え申し上げます。

ATMの打鍵テストというのはちよつと私にはよく分からないんですが、打鍵テストという場合は、普通、端末機のキーは正常に動くかどうかというのをやるということでございます。それで、もし先生の御質問がATMが正常に動くかどうかというテストをしたのかということであれば、もちろん当然のようにテストをいたしました。これはすべての機能が正常に動くということをテストいたしました、この一日に起きたトラブルも、ATMがトラブルを起こしたのではありませんで、リレーコンピュータの回路が不手際がありまして止まったために端末機が動かなくなったのでございまして、端末機そのものの故障ではございません。

○池田幹幸君 私、伺っているのは、そんなこと伺っていないでしょう。

そのUFJでやったのは、一斉にすべてのATM、すべてのATMに人を配置して一斉にやるんですよ。一斉に動かすんです。これを一斉に打鍵テストする。この一斉に動かすということをみずほはやらなかったんじゃないですか。——いや、やってないんだよ、やってないということ。

○参考人(前田晃伸君) 済みません、遅くなりまして。

三行の間のAMTの相互利用は既に昨年の八月から実施済みで既に動かしておりますので、それそのものがトラブルということではございませんで、それからUFJさんのケースは、これは口座振替の二重引き落としが大量に発生したというのを聞きまして。

その件につきましては、私ども当然その事態を重く見まして、UFJさんのケースと同じようなことが起こらないように、テストを強化テストと称して実際には行いました。それで、やったにもかかわらず、実はこういう二重引き落としとか遅延が起こったというのは、これは大変に御迷惑をお掛けした部分でございます。

○池田幹幸君 これ私、事前に伺ったんですけれども、結局、UFJではそういうことをして、何度もうすべてのATMをすべての人を配置して一斉に動かすというテストを何回もやっているとすよ。そういうことをやらなければ駄目だということについては、少なくとも金融庁、そのことについては知っていたはずなんです。十二月の時点で金融庁は、検査の中でシステム統合問題を指摘したというふうな言葉で言われておるんですけれども、UFJですらやってきたことについて、みずほでやっていないということ、これについては、既に金融庁、つかんでいたんじゃないんですか、やるべきテストをやっていないということ。

○委員長(山下八洲夫君) 発言者は拳手を願います。

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。具体的な中身はともかくといたしまして、いず

れにしても、昨年の十月には検査結果を通知しております。同日で我々は指摘された事項について報告を求めています。検査局と一緒に対応の状況等についてヒアリングも行ってあります。それから、その後、統合の認可等もやってありますが、その際にも、併せ、システム対応について万全を期するようにいろいろ注文を付けております。

○池田幹幸君 そのUFJで起きたことについて、その教訓を踏まえてきちんとやるべきだということについては、みずほに対してはやつたはずですね。その際、私が今指摘したようなことについては指摘しなかったんですか。

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。ちよつとその具体的なことはともかく、UFJの前例もありますから、それを踏まえて的確な対応をするように要請はしております。

○池田幹幸君 だと思いませんか。

ただ、問題は、森長官の会見でもそれをうかがえるんですけども、書面審査とヒアリングを中心にしてリスクを何度も指摘し、ストレステストを促してきたというふうな報告出ておりますと言んですが、ストレステストといえば、さっき前田さんがおっしゃったように、部分的にそういう不具合が起らないかということストレステストを掛けてやるというテストらしいんです、どんなストレステストが知りませんが。一斉に打鍵テストするというのは話が違ふんです。

そういう点を私、最高責任者の段階でこういうことを、詳しいことを知らないというように言えるのかも分からぬけれども、しかしそんな問題じゃないと思います。これは大変な準備を掛けてやらなければいけない問題なんです。こういうことについて御存じないということについては随分問題だというふうに思います。要するに、ストレステストというのかもしれないんですが、それも含めてこういった基本的なテストをやっていない。結局、ある面ではぶつつけ本番なんです。

私、別のところでは、三十日時点で既にその問題点が起きているということについて金融庁もつかんでいたというふうな聞いているんですけれども、ともかくもぶつつけ本番、そのことを金融庁は容認してきたと言わざるを得ないと思うんですが。

この点については、柳澤大臣、そういう認識はおありですか、ぶつつけ本番、容認したと。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いずれにいたしまして、現在はまだ滞りな事務処理が残っております。先ほど大塚委員も現場の人たちの苦勞のお話に言及されましたように、私どもとしては、そのところはまずそれを全力をもつてやるということを見守っているという状況でございます。そして、それが終わった後に、終わったというかめどが立った後に、私どもはしかるべき措置を進めたいと、このようにかねて考えているところであります。

○池田幹幸君 何か人ごとのようですね。私、やっぱり金融庁にも責任あると思うんです。何かみずほがきちんと処理をして、その責任問題を明らかにして持つてくるのを待つていますという感じですけども、そうじゃないでしょう。

先ほどの読んだ中で森長官は、要するにストレステストを促してきたと、もしそれが足りないということであるならば我々も反省しなければならぬと言っているんですね。単に反省するぐらいで済む問題じゃないと私は思いますけれども、少なくとも我々も反省しなければならぬと言っているんです。この時点で、これ四月の八日の記者会見ですよ。待つていなんというもののじゃいけな

いでしよう、金融庁。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 待つていなんなどというふうなことを言った覚えはございません。現状、とにかく緊急事態が起っておりますから、これの解消に努めているのを見守っていると、こういうことを言ったんです。

そういうものが付くというか一段落したところで、私どもは、まず実態の把握、このこと

をもう一度きちつとやる、しかる後に、どういう原因があった、あるいは再発防止はどうだ、責任の明確化というところではどういふことを考えなければならぬか、これを進めていくということをお願いしているわけです。

○池田幹幸君 それでは具体的に、待っているんじゃないに、そういった問題についても金融庁も積極的にやっているのかどうかということも含めて質問したいと思うんですが、ともかく今度の問題、システムトラブルだとか云々かんぬんじやなしに、経営姿勢の問題だと私最初に申し上げました。

そこで、まず一つ伺いたいですけれども——その前に、今、要するに、この今の混乱がともかく復旧するというのを言われたんですが、前田さん、前田参考人、この復旧、完全復旧はいつごろになるんですか。

○参考人(前田晃伸君) オンラインは既に正常に稼働しておりますが、まだ、新聞等で御案内のとおり、口座振替の四月の一日から三日に大変に混乱したときの処理が四十万件残っております。今まで既に一千万件、約一千万件の処理をしておりますが、その四十万件は実は、最初にやったのが残っていて、手前の、すぐ手前で二百万件ぐらいが処理できて、手前のところで大変困るんですが、実は、この手前のところで受け付けた分、処理している分は既に正常に流れておるんですが、一日から三日の間で、物流を含めていろいろ混乱した部分で約千社の分の取扱いをしたんですが、この部分の約三百万件強の中で一部二重引き落とし等が発生しております、その四十万社というのを再度テープで掛ける場合に、また二重引き落としが起るというような大変リスクがございます。

それから、データは実はテープに入っております、外からでは見えませんが、データの中が完全に正常かどうかというの実は全部チェックをしながら掛けるという作業なものですから、一挙にゼロにならないということでございます。た

だ、これも二、三日中にその掛けられる状態まで持っていけると思っています。

ただ、完全復旧はいつかと言われますと、これは、最終的にお客様、委託者の方のニーズに合わせた形で結果のデータをすべて先方さんの仕様とか、例えばMTで落とすとかフロッピーで落とすとか、先方さんの仕様でお願いしないと、企業の方にとっては企業の処理ができないわけでございます。そういう意味で、完璧な形でお願いするに、もう少し時間をいただきたいと。私、ちよつと樂觀的なことを申し上げたいけれども、今月一杯ぐらいまでにはほぼ正常化できると思います。

もちろん、既にお返ししている分でございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、お客様に合わせて、例えば電力さんですと膨大な処理を一挙にやります。その電力さんの部分の明細をすべてデータに落とし込みませんと電力さんで処理ができないという、そういう事態でございます。これ一社一社全部仕様が違うものですから、一挙に流すというのは大変困難な事態でございます。ただ、これは今までの既に行っていたことでございまして、最初の混乱の部分でどうしても処理に手間取ってそこに人を使ってしまうと、相当の人数を投入いたしました、誠に申し訳ないんですが、復元するところ、それからお客様と再度御照会するところに手間取って、その四十万件というのが残ってしまったということでございます。十五日に多分約二百万件程度の処理は通常どおり行われております。

○池田幹幸君 今月一杯ということのお話ですね。

それで、今、ATMだ、口座振替だ、それから二重引き落としだということありましたけれども、それ以外のもの一つちよつと伺いたいです、手形決済です。

この手形決済業務なんですけれども、みずほグループでは手形の在庫、どれぐらいあるんです、在庫。

○参考人(前田晃伸君) ちよつと、大変恐縮です。在庫という意味がちよつとよく分からないんです。引き落とし枚数という意味でございまして、ちよつと大変申し訳ございません、今手元に持っておりますが、事務処理量から申し上げますと、恐らく全国の手形決済の一、二割はあるかもしれません。それぐらいの膨大な量だと思います。

○池田幹幸君 これは大体、取扱量は、都市銀行の場合、月平均、入庫枚数が二十万から六十万、それから在庫枚数が六十万から八十万ということですから、みずほの場合は大きな銀行三つに付いたわけですから数百万ぐらいの在庫があるというふうには推定されると思うんですが、大変な膨大な量なんですけれども。

さて、この手形決済ですね。この手形にかかわる業務、これが遅れが出ておると思うんですが、どういった状態ですか。どの程度の遅れになっていきますか。

○参考人(前田晃伸君) 手形決済そのものは、通常に落ちているのが大半だと思いますが、手形決済という意味ではなくて、代金の取立ての入金に例えば遅延したり、そうしたケースが一日、二日にあつた可能性がございます。

実は、詳細なデータはまだちよつと完全に分かりませんが、ただ、大量にそういうことになったというところではございませんが、手形の決済等の一部事務の不都合があつた可能性がございます。ただ、先ほど申し上げましたように、ほとんどの部分についてはもう通常どおり決済は終わっております。

○池田幹幸君 私、事前に伺ったところでもそうなんです。一部に迷惑をお掛けしていますと言わんで、手形の業務で。一部でどれぐらいかなんです。みずほの場合の一部と信用金庫や信用組合の一部とはえらい違いです。一部でどれぐらいなのか、迷惑ってどんな迷惑を掛けているのか、つかんでおられますか。

○参考人(前田晃伸君) 少なくとも、私が聞いて

いる限り、今ちよつと、一部という言い方は非常に正確で申し訳ないんですが、そんなにたくさん数があつたとは聞いておりません。

○池田幹幸君 一%でも数万なんです。そうでしょう。在庫数百万。

○参考人(前田晃伸君) いえ、そんなにございません。

○池田幹幸君 いや、一%もないですか。分からないと言われて、次はないって、どっちが本当なんでしょうか。

○参考人(前田晃伸君) ちよつと説明がまずくて申し訳ございません。

何%という、そういう確率の話じゃございませんで、そんなにたくさん数の手形が事務ミスを起こしたとかそういうことは聞いていないということでございます。ちよつと、百万だから一万枚とか、そういう一万枚レベルというのはもう大変な事務ミスでございます、そういうことは聞いておりません。

○池田幹幸君 一、二%でもそういうことになるじゃないですか、数の上からいけば。

それで、例えば具体的な事例、三月三十一日に会社更生法を申請した日産建設、この場合の手形、これは当然のことながら三十一日です。一日には決済が回つてきます。二日午前十時にはこれ手形交換所に持つていかないか。問題ありませんけれども持つていけなかったはずですね、これ。つかんでおられますか。

○参考人(前田晃伸君) みずほコーポレート銀行が日産建設さんの多分取引の銀行だと思っております、そうした報告は受けておりません。

○池田幹幸君 きちんと処理できていないんですよ。これ昨日からずっとこうやっておつて、最終的には御返事も私いただいているからお話ししますけれども、この返事は、最初はやっていまして、昨日の段階ではそうだった。だんだんだんだ後退していつ、最後、先ほど昼休みの段階ではおおむね終わったという返事いただきました。社長の方に伝えておいていただくように私はお願い

う。もう二週間たつてもそのことがはっきり表れてきているんですね。私、そのことを強く指摘したいと思うんです。

特に、今日の新聞では、朝刊で、第一勧銀と富士と興銀の最高責任者、頭取が、今みずほの顧問に就任しているけれども、顧問を辞めなす、あるいは退職金も返す予定だというふうなことが出ておりました。それは当たり前でしょう。当たり前でしようけれども、その程度で済む問題じゃないでしょう。実際に前田参考人自身が統合推進本部の部長で、その責任というのをやはり全国民の前に、全お客の前にはっきりさせていく必要があるだろう。

私、このことをひとつはっきり言っておきたいのは、衆議院での実害問題、こたわるようだけれども、少なくとも顧客に対しては、一円の損害も与えない、完全な損害賠償をする、こういった姿勢を少なくともまず明らかにする、そして今の混乱を収めて、あなた自身のきちんとした責任を取る、少なくともこういふことについてはこの場ではっきり言明していただけますか。

○参考人(前田昇伸君) もちろん、私も原因でお客様に損害を与えた場合には、私も損害賠償する責にあるのは当然でございます。

それから、責任問題につきましては、午前中にも申し上げましたが、私は三月の三十日からこの移行対策本部に参りまして、四月の一日からこの新しい銀行の社長として陣頭指揮を取っております。責任という意味では、私の責任を含めまして、要するに全体でどこに問題があったのか、それから再発防止はどうしたらいいのか、そういうのをすべて見た上で、当然のことながら私の責任を含めてしかるべく対応させていただきます。今はちょっと、誠に申し訳ないんですが、完全復旧を必死にやっておりますので、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

○池田幹幸君 損害があった場合にはというのはちょっと気になりますけれども、やると、絶対迷

惑掛けないということですから、そのまま伺いしておきたいと思えます。

そこで私は、やっぱり金融庁の責任、とりわけ柳澤大臣の責任も、これ非常に重大だということに思っていますね。

福田官房長官は、昨日の記者会見で、日本の金融機関への信用を失墜させたみずほの責任は相当であるというのを言っているんですね。それと、かたがたのんきな言い方だなど。ともかく日本の金融機関への信用を失墜させたというんですから、こんなものは相当どころの責任じゃないでしょう、重大な問題なんですね。この言葉の重みというのをどれほど感じて言っておられるんだらうかなというのを私はつくづく感じるんですね。

問題は、こういった問題を起こしたことについて言えば、政府自身、金融システム改革、これを大義名分の下にどんどんリストラを進めてきました、合併も推進してきました、急げ急げと言っていました。こういった中で、予測できた問題について、きちんとした対応を取らなかったんじゃないのか。少なくとも、一月以降のUFJの問題が起きて、十分な教訓があった。そのことについて対策を取っていない。三月の末にみずほでトラブルがあったということを報告を受けていながら、大した問題じゃないだろうというふうに感じておられたんじゃないか。

私は、柳澤大臣が九日の記者会見でこう言っておられるんですね。オペレーショナルリスクについて、日本にとつては縁の薄い問題だけれども、世の中はこの辺りを大きく取り上げられるのだから、正しく正しく我々は思っているという発言をしておられますね。そうしておられるんです。これはインターネットから引き出したんです。これは、こういう姿勢が、こういう姿勢で行政に当たっておられたと、日本は大丈夫と、そういう姿勢が正に全体に影響を与えていたと、そう思いになりますか。極めて重大な金融庁、大臣のここにその責任があると。ある意味

では、私は、その姿勢たるや、みずほと同等だと言つてもいいんじゃないかというふうに思っていますね。これこそが日本の金融システムに対する、あるいは金融機関の信用失墜ということを招くその背景にあったんだということを柳澤大臣自身が、厳しく自分自身に問う必要があると思うんですね、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 要するに、オペレーションということについては、日本国民というのは非常に律儀に、しかも、いわゆるマニュアルで自分の守備範囲だけの仕事をやっていればそれで足りる、全体の中での自分の仕事の位置付けなどというふうなものにはとんちやかししない、そういうもの、そういう仕事ぶり、正反對の仕事ぶりというところで、我々のオペレーションというのはもう本能的に運営されてきたことだというふうには私は思っているわけでございます。

【委員長退席、理事田より子君着席】
したがって、事務リスクあるいはシステムリスクというふうなことにしても、まあ専門家の人たちが一生懸命やってくれている、それに任せていけばまず大丈夫だ。こういうふうなことは、一般に日本国民というのはそういうことではなかったかと、こういうふうには私は思います。

しかし、こういうことが起こつてみると、現実起こつてみると、その辺りのことについても少しいろいろと我々反省をしてみなければならぬことが出てきているのではないかと、いうふうには私は思っております。ちょっと今委員のお読みになった箇所が、どういう意味合いで私が発言したことが、多分日ごろ思っているそんなことが念頭にあって発言したのかも、しれないなと思つて、ちょっとその当時のことを正確に頭の中で再現できないんで、取りあえずこういうお話を申し上げているわけですが、率直に言つて、オペレーショナルリスクというものが、最もそういうところで、正確、的確に行われているはずの我が国で起こつてしまったというのは極めて残念だということに思っております。

○池田幹幸君 そういう意味で言っておられたんです。オペレーショナルリスクというのは日本では余り起こらぬだろうと、日本ではなかなか技術の水準も高いからと言っておられるんです。だけれども、これ、今月の九日ですよ。一月にUFJで事件が起きたわけでしょう。それもつかんでいられるわけ。それで、盛んに、高木局長がおっしゃったように、きちんとやれということのみずほにも言つてきたというんです。そういうことがずつとあるんですよ。にもかかわらず、九日の時点で余りにもこの発言はのんきじゃないかと。これは、こういう姿勢がずつと行き渡っているんです。こういう姿勢で行政をやっておられるから、いい加減なやり方を許してきたと言わざるを得ないと思うんですね。

それからもう一つは、私は、これは小泉内閣の僕らは構造的なものだと思つてます。余計なことをこで言うかも知れぬけれども、武部農水大臣にまだに辞めてないですね。こういうところにあるますし、先ほどの福田官房長官の発言だつて余りに軽いですよ。重大問題なんですよ。(首相が軽い)と呼ぶ者あり。そのとおりかもしれせん。そういう問題であるということ私指摘しておきたいと思うんです。

非常に時間が短くなりましたが、金融検査マニュアルの別冊のことについて伺いたいと思つてます。先ほど浜田委員から質問されたんで、そのことについては割愛させていただきますが、信用金庫と信用組合の方からおいでいただいた長野参考人と田附参考人に伺いたいと思つてます。

私も、一月の段階で、信用金庫、信用組合がばたばたつづけている状況の中で、私たちの緊急政策、緊急の訴えというものをしました。それで、それぞれの業界にもそういった問題を持って回つたのでよく御存じだということに思つていただいても、これまでもいろいろと御両人は言っておられます。

信用組合中央協会の田附参考人は、こういう発言を金融ビジネスでしておられますね。信用組合

のような協同組合金融は地域の発展、活性化のためには何でもするとの認識で臨んでいる。大競争だけでは社会は成り立たず、助け合いの精神は不可欠。このため、内部蓄積よりも地域への還元が協同組織として根付いてきたんだと。私、そのとおりだと思います。

また、長野参考人は、先日の経済産業委員会、衆議院の、そこでこう言っておられますね。「金融検査マニュアルの内容自体が、果たしてあれで本当の中小企業の経営内容、実態が把握できるのか」と疑問を出されました。これも私、そのとおりだというふうに思っています。

ともかく私も、この間の金融庁の借金、信組に対する検査、非常に問題があった、これでもってばたばたつぶされたというふうに私たちは考えておりました、いろいろ私たちも指摘をしてきました。ともかく画一的なマニュアルの適用は駄目だということを訴えてきました。今度これが一つ出ました。先ほどの二人の話だと、今度のこのマニュアル別冊について非常に期待感を表明されました。確かに、ここへ書いてある点で言えばそれはそうなんです、果たしてそこまで評価できるのかということについて私ちょっと質問したいと思うんです。

〔理事田より子君退席、委員長着席〕

先ほど表明されたわけですから、ちょっと金融庁に伺った上で一度その話をお二人から伺いたいと思うんですが、これは、今まで我々が度々言ってきたように、中小企業向けのマニュアルを作るといふことじゃないんですかね。そうでしょう。マニュアルそのものは変えませんが、運用に当たってできるだけ細かく、今までよりも更に細かい運用事例などを載つけてこれでもって運用しましょうと、こういうものなんですよ。ということ、しっかりと中小金融機関向けのマニュアルを作る、なぜそこまで金融庁は踏み切らないんですか、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 要するに、池田委員のお立場はダブルスタンダードにしろと、こういう

ことなんです。つまり、信用リスクが同じ程度あっても、何というか、債務者区分を、極端に言えば、破綻懸念先になるような状況であつても要注意先ぐらいにとどめておくと、要管理、要注意のものでも正常先にとどめておくと、こういうような、そういう仕掛けを何か作たらどうかと、こういうことかと思うんです。それは、やっぱり金融機関の健全性ということからすると、やっぱり私も取り得ないところだというのが大前提なんです。

そこで、池田議員、要するに債務者を評価するに当たって、通常、完全にもう所有と経営が分離されているような、そういう場合の経営なり財務の内容を判断するのと、所有と経営というものがあつて意味でいうと一体にかなりなっているというのについて財務、経営内容の判断というのとはやっぱり違いますよね。じゃ、それが違うというところをどういうふうにも実態把握したいのかというこの話としてこの話を我々は取り上げているということでございます。

ですから、そういうことであれば、その実態把握の仕方についての留意事項、これを一杯、たくさん集めてきて、こういうことは留意しないといふことでもって我々の目的を達しようとしているわけでありまして、そういうことについては、これからたくさん材料を出してくださいというふうに我々呼び掛けているということ御理解をいただきたいと思ひます。

○池田幹幸君 柳澤大臣が言われたことは、ちょっと誤解しておられますよ。

破綻懸念先を要注意先にしろとか、そんなこと言っているんじゃないんです。別のスタンダードでいくと、当然破綻懸念先にはならないんです、要注意になるんですよ。今、大企業と同じような形で、大銀行と同じような形で査定していくと、なってしまうけれども、柳澤大臣はあくまでも一本化で考えておられるから、破綻懸念先を要注意にしろということだというふうに理解されるけれども、そうじゃない。きちんとしたダブルスタン

ダードでいけば、それはもともと破綻懸念先にはならない、正常あるいは要注意先なんですよ。中小企業としてはそういう形で隆々と、きちんと信用金庫や信用組合が面倒を見れば、生き返るどころか、今生きているわけですから、きちんとした形でもうけの出る企業になっていく、私はそういうことを申し上げている。

そういう立場で我々今ずっとやってきたわけで、その点については、信用金庫、信用組合の方々は私どもが言っていること理解していただけていると思うんですけれども、そういうことについてお二人から御意見、感想をいただきたいと思ひます。

○参考人(長野幸彦君) かねがね私も、我々信用金庫に対して見る場合に、その経営の健全性の尺度として、やっぱり大銀行、国際業務をやっている大銀行、大企業を中心としている金融機関と、我々中小零細企業を取引対象としている金融機関に対して同じ尺度で見るといふようなことについてはいかかかなのかということ、かねてから別の見方をお願いしたいということでも主張してまいりました。

ただし、ダブルスタンダードというものは許されないんだよ、基準が二つあるということでは世の中が通らないんだよ、こういうようなことがございまして、そうか、やむを得ないな。そうであれば、実態面で、中小企業を見る見方ということについてお互いにひとつ話し合いをしたいと思います、こういうようなことで、今度の姿勢については高く評価したいと、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○参考人(田附良知君) 先ほどの先生の御指摘の点につきましては、私どもとしても十分理解できるところでございます。

ただ、仮に私どもための金融検査マニュアルが作られたとしたとしても、いわゆる信用組合、銀行より甘い基準が適用されておるといふような見方を一般的にされる、こういうことになりますと、特に、現在の時点はパイオフ解除、解禁

直後でございますので、そういう状況下にありましては、預金者等から別の基準でやって甘いんじゃないかというふうな見方をされるということ、いわゆる風評リスクということにも通じかねない問題だろう、こうしたことで逆に資金が流出するといふようなことを招くといふようなことになると大変だと、こういうことでございまして、私ども業界といたしましては、中小零細企業融資の実態に応じた検査、言わば運用で十分な効果を上げていただけるようにひたすらお願いをしており、こういうことでございまして。

○平野達男君 国会改革連絡会(自由党)の平野達男でございます。

まず最初に、みずほのシステムトラブルに関して一つ質問をさせていただきたいと思ひます。世の中に絶対というのはありませんけれども、やっぱり絶対起こしてはならないものというのはあると思ひます。これが今回のシステムトラブルであつたといふふうに私は理解しております。

恐らく、金融のプロあるいはシステムのプロ、みんな集まって四月一日まで備えてきましたから、その段階までは、手抜きがあつたとか、やるべきことをやっていたりなかったとか、そういうことは多分なかつたと思ひます。なかつたと思ひます、結果としてこういうシステムトラブルが発生してしまつたといふことであるかと思ひます。今後は、とにかく一日も早い全面復旧、それから再発防止、これはもう当然のことであると思ひます。

それと同時に、原因究明につきましては、先ほど言いましたような、いわゆるちよつと規律が乱れていたとか、そういった抽象的な言葉ではなくて、かなり詳細な、どこでどういう問題があつたんだといふことを、それこそプロが集まって作つたといふような報告書にして出して、それを、金融庁に言われるまでもなく、社長自らきちつとまとめて報告をします、こういうことが大事だと思ひますが、前田社長、一言、御決意のほどをお願いしたいと思ひます。

○参考人(前田昇伸君) 先生御指摘のとおり、私も、今は完全復旧を目指しておりますけれども、原因とそれから再発防止につきましては、要するにこういうシステム設計で本当に良かったのか、それから、この後実はこのシステムをしばらく使わなければならないので、このまあいって更に問題が起らないか、それから、これは本当に効率的なのか、リスク分散型なのか、いろんな観点からこのシステムの組み方そのものももちろん再検討いたします。それから、組み上げ方についても再検討いたします。

それから、口座振替につきましては、これは申し上げるともう言い訳そのものなんです、実は私は銀行に入ってからずっと口座振替をやっております。三十年以上やっておりまして、こういう二重引き落としとか期日に遅れたというのは一度もございませんで、私は、これが逆の意味で、率直に申し上げて過信になった可能性があると思っております。今までできたのになぜできなかったのかという。

ここは正に、銀行を大統合した統合の仕方におきまして相当シミュレーションいたしました。万全を期したつもりですが、それでもこういうことが起こったということでございます。ここはやはり、大きな銀行を統合するということについて、率直に申し上げて、万全を期したつもりでありながらこういうことになったということを深くおわびしたいと思っております。

○平野達男君 いずれ、システムリスク管理ができない銀行に信用リスクその他のリスク管理が本来にできるんだらうかという疑問が多分出てきていると思っております。それを払拭するために、要するに今後の対策、あるいは先ほど言った原因究明、これをどのようにやるかということに掛かっていると思っております。しっかりとやる必要があるなというふうに思います。

同時に、金融庁さんも、この金融検査マニュアルにはシステムリスク管理というのをしっかりとやるというふうに、これはうたっております。これを、このとおり検査をしたということであらうと思っております。結果としてこういう結果を引き起こしたということですから、この金融検査マニュアルに沿った検査が本当にやられていたのかどうか、これもやっぱりきちん検証する必要があるというふうに思います。

それで、システムの話はそれくらいにしまして、特別検査の話に移りたいと思っております。今回の金融特別検査であります、実は昨年十一月の中間決算発表時で不良債権処理見込みで六兆四千四百七十億円というのが出されておりました。これは、春の段階での見込みの約三倍ぐらいの処理損だということな見込みが出されておりました。今回、金融特別検査をやった、それに約一・四兆円の処理損が上乗せされて、七兆八千億という処理損の見込額だということに発表されたわけでありまして。

そこで、今日、前田社長もいらしてしまつていますから前田社長にお伺いしますが、この健全化計画見直しの際の数字とそれから昨年十一月の中間決算発表時の数字とこれだけの、三倍の開きがあるんですけれども、この開きがあった背景には、今までの自己査定区分というのが、これは取締役が何かでいろいろ明文化されるという形になつてはいるはずなんです、その自己査定区分について何か大きな見直しみたいなものをやったということなんでしょうか、あるいは何か大きな視点の転換というのをやったということなんでしょうか。

○参考人(前田昇伸君) お答え申し上げます。まずはグループ三行の場合は、昨年の見直しに比しまして、十一月に二兆円という不良債権処理の修正をいたしております。この先週末に、三月期の速報ベースで、更にこの特別検査の結果を踏まえまして、二兆円という不良債権処理を、二兆たしか二兆三百という、約一割強の増加で速報値で御報告をいたしております。

なぜこれだけ狂ったかという点につきまして、は、二つございまして、一つは、元々私どもは、健全化計画は、既に出したのを何度もローリングし、また修正をいたしております。通常の場合は二年に一度ローリングがございまして、更に私どもの場合は銀行を再編するというものもございしたので、その時点で更に時点修正をして修正をいたしております。

その結果に比べてもこれは変化しておりますが、これは、昨年度が、私どもは経済成長率が現在のようにマイナスになるというような想定をしておりませんで、これが大きく狂ったのは、一点は、このマイナス成長になったという点。それから、不良債権の処理につきましては、最終的に大臣の御意向もございまして、我々もできることはすべてやるという元々の覚悟でございまして、実際にそういう処理をしてきたわけでございます。その過程で多くの企業が破綻した場合もあります。それから別に再建支援の方で立ち直つたところもございまして。そういうのを含めて前倒し処理をすべてした結果が二兆二千三百という業務純益の倍以上の処理になりました。ただ、来年以降につきましては、少なくとも、これだけ前広にやりましたので、そんなに大きな数字が続くということは考えられません。

ただ、先ほど御指摘ありました基準を変えたのかという点でございますが、これは、自己査定の基準は、私どもは三行では統一いたしました。その基準そのものを変えたとか、そういうことはございしません。我々は実態判断を個別にした。そういう意味では、特別検査が入ったことによるものももちろん影響もございしましたが、これは検査があつたから厳しくなつたとか、そういうふうにとらえていただくこともそれは違うんだと思っております。特別検査要因は恐らく一十億分ぐらいだと思っております。

○平野達男君 同様の質問を金融庁に、柳澤大臣にちよつとしたんですけれども、特別検査に入るときに、今回の査定区分、債権の区分の仕方について見方をこういうふうに変えるんだというふうな指示というのは、そういうのは出たんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういうことはありません。ありませんが、若干のことはあつて、一つは、みずほさんの場合はあるいはなかつたかと思うんですけれども、ほかの銀行の場合は、まず第一に、検査マニュアル検査を初めてやつていくケースがあります。それから、その中でも要管理の中の条件緩和というものについてより運用を厳格化したというか明確化したというふうなものの影響もあつたかと思っております。

それから、特別検査で言うと、あえて言う、検査の基準日が、普通だったら、そこで検査に入つても、直近の決算、確定決算の日が基準日になるのを、基準日を言わば今年の三月三十一日にしたと、実質ですね。そういうような意味で前倒しになつていっているという面はあろうかと思うんです。

それから、プラスして、要注意債権の引当率についても、これはいろんな論議の結果、我々としては、できるだけ行内格付を細分化することによつて市場の評価との間で乖離が少なくなるように、引当率を高めるようにしろと、しなさいと、こういうようなことを言つたというふうなことで、若干そういう基準の変化があつたかもしれません。

○平野達男君 何でそういう御質問をしたかと言いますと、不良債権につきましては、これは迅速処理が原則だということに言われておりますが、この不良債権の迅速処理というのは、一つには、不良債権、この場合には特に破綻懸念先以下に指定されたものが不良債権というふうに、ここから話を進めたいと思つていますが、これに区分された債権のオフバランス化、これを早く進めろという、これが今回の報告書の中でも、より強固な金融システムの構築に向けた施策の中では、不良債権の処理というの、区分されたものを早くオフバランス化しよう、それだけ言つています。もう一つは、やはり本来であれば、これは先ほど柳澤大臣がそういうことはないんだというふう

におつしやいましたけれども、本来であれば今年に破綻懸念先以下の債権と区分すべきものを、何らかの事情によって、いろんな悩みに悩んで先送りにしたというようなものが本場に場合によってはあるんじゃないかというような懸念がやっぱりまだ残っていると思うんです。

そのときに、今回の不良債権処理、金融特別検査の中で、いわゆるバイアブルとノンバイアブルとの区分ですが、これは大変悩みが多い仕事だと思います。余り早くやっちゃいますと、いい企業をつぶすのかという話になりますし、余りゆつくりいつてしまうと、今度は何か先送りじゃないかというような議論が出て、非常に難しい判断だと思ふんですが、今回の特別検査の中では、従来のそういった仕切りという以外に、不良債権の処理のスピードというものを少し早めるのか遅くするのかという、いや今までどおりやるのかという、その視点がもう一つやっぱり必要ではなかったかなというふうに私自身思っていました。

その早くすることについては、多少これはバイアブルに近いだけども、やっぱり迅速処理というものについては思い切つて今回は破綻懸念先以下に指定するんだというように、そういった指示が出たのかどうかということをちょっと確認したかったということだったんですが、柳澤大臣、今そういう説明の背景を私今言わせていただきましたけれども、そういったことを踏まえて、どういう指示が出されたのかということをもう一度御説明いただけるでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 要するに特別検査は、市場の評価が非常に激しく変わっているというような債務者などを中心にして検査をするということとでございます。対象はそういうことで、市場の評価が著しく変化しましたものを対象にするんですが、その対象に選ばれた後は、これは検査マニュアルの基準でもって検査をするということとでございます。別段作為があつて、すく何ということか、無理やりに破綻懸念先に追い込んでしまふというふうなことではないということです。

○平野達男君 もう一つ背景を言いますと、やっぱり不良債権処理しても後から出てくるよということ、新しく新規に発生する不良債権が、先ほどの前田社長のお話の中では経済動向が大きく変化したら、これはもう不可避、避けられないことですから、これはしょうがないと思うんです。

ただもう一つ、午前中の峰崎議員の議論の中にもありましたけれども、本場にそれだけなんだろうかと。不良債権処理というものを本場に迅速化という方向で向かっていくとすれば、今の、今までの金融検査とは別な視点が入るんじゃないかと、入つてもいいんじゃないかという感じが、私はしていますし、今回の場合は、この強固な金融システムの構築に向けた施策の中で不良債権処理の促進の中にその視点が何も書いておられなくて、あくまでも今までどおりの検査をやつて、そして破綻懸念先以下の債権については三年以内の処理をやりますということを行っているにすぎないと言つたら言い過ぎかもしれないけれども、そういう感じがしまして、今回の金融特別検査のマスコミなんかに対する評価がいまいちだというのは、何か私に言わせればそこら辺の視点がちよつと抜けていたのかなという感じがちよつとされているんですが、柳澤大臣は、ちよつと抽象的な話で申し訳ないんですが、どのように感じてもらえるでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 要するに、基準は変わらないわけですよ。基準が変わらなくて、基準は我々検査マニュアルの基準が国際的にも十分堪え得る基準だと思つています。

したがって、それを適用するわけでございまして、結論は、そういう意図的なものはむしろ排除された形で客観的に決まってくる。もちろんそれは、客観的といつたって評価ですから、それぞれ、何というか、主観のぶつかり合い、複数の主観のぶつかり合いというのは、これは避けられませんが、それだけでも、基本的なそういう複数の専門家がけんけんがく意見の交換をした

後、まあこれはこうですわねという、この基準に照らせばこうですわねというところで決まってくる、そのことは何ら変わっていないというふうに申し上げたいのでございます。

○平野達男君 いずれ、今回の金融特別検査の中でも、これは十二兆幾らでしたっけ、五千億、九千億が対象になったんでしたっけ、それが十三年九月期の中では破綻懸念先以下に区分されているものが一つもなく、今回三・七兆円が新たに破綻懸念先以下に区分された、こういうことでして、今までの検査をきつちりやっていたら、この三・七兆円というのは、要するに経済動向が悪くなったんですよという説明で済むはずなんです。だから、そういった分析が、例えば、じゃ、そうしたらこの三・七兆円の中にはなされているんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これはどういう分析かといつても、何と申しますか、この左側の十三年九月期の百四十九件の先についての債務者の財務状況を評価したら破綻懸念先以下が三十四先あつたと、そういうことでありまして、それがどういふ理由によるかということ、その先がどこがどう変化したかということまで分析しないといけないのかとも思ふんですが、我々の検査というのは、委員に御理解いただきたいんですが、あくまでも金融機関の検査であるというふうなことから、そこまでの要因分析みたいなことはデータとして持つておりません。

○平野達男君 私の言いたいところは、今の経済対策が不良債権のところに、先ほど浜田委員から御指摘ございましたけれども、それに集中し過ぎている嫌いがあるというふうにも私も強く感じています。特に、そのときに、幾らやっても不良債権の発生が止まらないところが出てくる出てくる。しかし、先ほど言つたように、その出てくる原因が、経済動向が悪化しているわけですから、資産デフレがまだ止まっていますし、そういう要因だよということがきつちり説明できますと、実は不良債権処理というのはしつかりやっているんで

すよという明確なメッセージがこれは送れるわけですよ。

それが、今回の場合でも、三・七兆円ありまして、この処理損が一・九兆円出ましたというような説明だけで終わつてしまつて、今回の金融特別検査というのは、今までの検査はこうやってきた、今回こういう視点でやつて新たに発生した分についてはこういう分析をしましたというところまでやつて、今までやつてきた不良債権処理というのを、手続の妥当性というんですか、それから今後もこうやっていきますというふうな方向性が示せるのではないかなという気がするものです。から、それで、それを言わない限りにおいては、いや、実は幾ら処理してもまた出たじゃないですか、自己資本比率を見ながらやつていっているんじゃないですかという議論がやっぱり出てくる可能性があるというところですね。

ところが、はつきり言つてこれは、三・七兆円やつて、先ほどに戻りますけれども、これはノンバイアブルとバイアブルで分けるわけですから、会社にとつたらもう本場に死活問題で相当大変な問題だろうと思ふんですが、その区分した部分についてはこういう原因だよというものをきつちり分析して、その前回の状況と今回の状況を比較して、こういう理由で破綻懸念先以下の債権が増えたんだという説明を私はこれはすべきではないかと思ふんですが、どうでしょうか、そこは。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 正に先生がおつしやつたように、十三年九月期と十四年三月期の時間の経過に従つて業況が悪化したということ、要はそのようなことなんです。

そういうことなんですけれども、私も、私どもとしては、そういうことを今私が、何と申しますか、客観的な経済情勢の変化でございますということを言つて、なかなかそのとおりだななんて言うようなことでもない面もありまして、私どもとしては、とにかく自分たちの検査マニュアルに依拠した検査を整つてやつていく、こういうこ

とを続けていくことによって必ず我々の行政についての信頼は勝ち得られるだろうと、こういうふうに考えているということでございます。

○平野達男君 いずれ、平成四年度以降だけから見ても、処分損を十二年度までで七十二兆円計上している、それから直接償却で三十一兆円をやっているということなんで、それでもまだ、今度はリスク管理債権なんですけれども、残高は減っていないという状況を、これはやっぱりしっかりと分析をして説明することが、これは難しいかもしれないけれども、必要じゃないかなというふうに思います。

それからもう一つ前田社長にお伺いしますけれども、今回、自己資本比率だけが問題になっていきますけれども、当期利益、これ再建計画と言いましたつけ、健全化計画の中ではたしか十四年三月で二千三百億見込んでいたことですが、今回は当期利益はマイナス一兆一千億ということ、合わせますと、見込みに一兆三千億以上の要するにそこが生じたということになります。

今いわゆる三割ルールというのがあります、当期利益の計画が三割以上減った場合については計画を見直しますよということでしたか、何かそういうルールがあったと思いますけれども、これ、三割どころではない、大変な額でありまして、ちなみに、過去にみずほさんは二・五兆円の公的資金を多分受けていたと思いますけれども、注入を受けていると思いますけれども、その半分ぐらいが一年間でなくなりましたというところで、これはもう本当に非常に大きな話だと思います。

まず、これに対してどのように考えておられるかという話と、これはもう健全化計画、これは金融庁さんも考えにやいかぬと思いますけれども、抜本的に何か見直す必要が出てくるんじゃないかなという、通常のその三割ルール以外に、三割ルールにのっとった見直し以外の抜本的な見直しが必要じゃないかなという感じがするんですが、まず前田社長にお願いします。それから

後、柳澤大臣にお願いします。

○参考人(前田昇伸君) もう公的資金は、みずほグループ全体で優先株式の部分が一兆九千億強ですか、約二兆円でございます。そういう意味で、これをお返しする原資になります剰余金を積み上げてお返しするというところでございまして、そういう意味では、確かに今年度、大変大きな赤字を計上いたしました。これは、ある意味では不良債権の前倒し処理がこの中に入っておりますので、剰余金を積み上げるといふ部分につきましては、五、六年掛けて積み上げる、若しくは株式を増資した上で公的資金をお返しする、そういういろいろな方法がございますので、そういう意味では、何せ収益をプラスにしませんとお返しする原資がたまりません。そういう形で目一杯やらせていただきたいと思っております。

それから、見直しルール、三割ルール、もちろん存じておりますが、ここは、先ほど申し上げましたように、見直しをする過程でリストラを更に上積みするとかいふようなことをやっております、これを御当局で個別に見ていただいた上で、当然、更にリストラをやるとか、今までもそうやってまいりましたし、今後必要ときにはそういう手当てをさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、早くお返ししたいというのが我々の希望でございます、新しいモデルになりまして、一刻も早くこの公的資金に見合う剰余金を積み上げさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 余り長くお話し申しませんけれども、要すれば、この健全化計画、抜本的にという意味がどういう意味かはあれなんですけれども、私どもとしては、リストラを今、前田社長おっしゃいましたけれども、リストラに加えてもっと前向きに、収益が上がるビジネスモデルを強力に展開して早く収益の上がる金融機関になつてもらいたい、こういうことを望んでいるわけでございます。

○平野達男君 終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。参考人の皆さん、長い間御苦労さまでございまして。御退席いただいて結構でございます。

○委員長(山下八洲夫君) 次に、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案並びに外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。柳澤政府から順次趣旨説明を聴取いたします。柳澤金融担当大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ただいま議題となりました金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。昨年九月の米国同時多発テロ事件の発生以降、テロリズムの撲滅のため、テロ資金対策が国際社会において重要な課題とされており、我が国もこれに重要な役割を担っており、我が国といたしまして、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の早期締結を目指しているところであります。

そこで、同条約の確実な実施を確保し、金融機関等がテロリズム等に利用されることを防止するための顧客管理体制の整備を促進する等の観点からこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。第一に、金融機関等は、顧客等との間で預金口座の開設や大口現金取引等を行う際、運転免許証の提示を求める等の方法により、顧客等の氏名、住居及び生年月日等を確認して本人確認を行わなければならないこととしております。

第二に、金融機関等は、本人確認で確認した顧客等の氏名等を記録し、当該記録を一定期間保存しなければならないこととしております。

第三に、金融機関等は、顧客等の取引に関する記録を作成し、当該記録を一定期間保存しなければならないこととしております。

以上が、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山下八洲夫君) 塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正二郎君) ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。昨年九月の米国同時多発テロ事件の発生以降、国際社会においてテロ対策の更なる推進が喫緊の課題となり、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約及び国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号でテロリスト等に対する遅滞なき資産凍結等が求められている状況にかんがみ、外国為替取引等に係るテロリスト等に対する資産凍結等の措置の効果的な実施を図るため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。第一に、資産凍結等の措置の実効性を確保するため、現行法の本人確認に係る努力規定を義務化し、あわせて、その対象に非居住者預金等の資本取引を加えることとしております。

第二に、資産凍結等の対象となるテロリスト等を適切に指定するため、関係省庁との間の情報提供等の協力に係る規定の整備を行うこととしております。

以上が、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山下八洲夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業等に対する金融環境を活性化させるための法律の制定等に関する請願(第一二五号)(第二二四四号)(第二二四五号)

第二二五号 平成十四年三月二十九日受理

中小企業等に対する金融環境を活性化させるための法律の制定等に関する請願

請願者 仙台市若林区遠見塚二ノ二七ノ九

佐藤元一 外二万八千三百三十

七名

紹介議員 櫻井 充君

「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律(仮称)金融アセスメント法」は、円滑な資金需給及び不公平な取引慣行(物的担保の優先、連帯保証等)の是正などを柱として金融機関の自主的な取組を事後的に評価し、収益本位に傾きがちな金融機関の資金配分を地域経済及び中小企業に向けさせることを内容とする法律であり、(一)物的担保の優先や連帯保証による融資の割合を減少させ、中小企業の潜在能力及び事業性による融資を拡大する、(二)貸手と借り手の公正な取引関係を目指す、(三)融資に関する情報を公開し、地域及び中小企業との共存共栄を図る金融機関を利用者が支援し、育てることを主な目的としている。また、金融機関による貸渡りが再び懸念されているが、政府が作成した金融検査マニュアルは、中小企業の実情に即しておらず、資金の貸出しの抑制を招いている。さらに、ペイオフ解禁が預金者の不安を募らせた結果、特定の金融機関に預金が集積しており、地域の金融機関の資金不足を一層加速させる懸念が高まっている。このよう

な中、政府は不良債権の最終処理を実施しようとしているが、連鎖的な企業の倒産や失業者の激増などの経済混乱と新たな不良債権の増大を招く危険がある。

【参議院】

については、次の事項について実現を図られた

一、地域及び中小企業に対する円滑な資金供給に努力している金融機関を正しく評価することを内容とする「金融アセスメント法」を制定すること。

二、当面、次の金融問題の解決に取り組むこと。

1 不良債権の最終処理においては、債権放棄を含めた進め方について国民的合意を前提とし、中小企業への影響を最小限とすること。

2 金融検査マニュアルの適用に当たっては、中小企業の実情に即した基準のマニュアルを別途作成し、適用すること。

3 ペイオフ解禁は、地域の金融機関の預金を流失させるだけでなく、中小企業への資金の流れを阻害することが懸念されるため、再延長すること。

第二二四四号 平成十四年三月二十九日受理

中小企業等に対する金融環境を活性化させるための法律の制定等に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町木野大通東四

ノ二 蓮佛まゆみ 外五万八千六

百七十一名

紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第二二四五号 平成十四年三月二十九日受理

中小企業等に対する金融環境を活性化させるための法律の制定等に関する請願

請願者 埼玉県川口市末広三ノ一四ノ二三

佐藤忠則 外四万四千九十一

名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、金融機関等による顧客等の本人確認等に関

する法律案

一、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律

第一条 この法律は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第五十四条及び第五十五条の規定による届出等の実効性の確保並びに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第 号)第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等が金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行

二 信用金庫

三 信用金庫連合会

四 労働金庫

五 労働金庫連合会

六 信用協同組合

七 信用協同組合連合会

八 農業協同組合

九 農業協同組合連合会

十 漁業協同組合

十一 漁業協同組合連合会

十二 水産加工業協同組合

十三 水産加工業協同組合連合会

及びその土地の上に存する権利を含む。の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの

三十二 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二百六条第三項に規定する商品取引員

三十三 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十一項に規定する金融先物取引業者

三十四 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第二条第二項に規定する保管振替機関

三十五 株券等の保管及び振替に関する法律第二条第三項に規定する参加者(前各号に掲げる者を除く。)

三十六 短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第三項に規定する振替機関

三十七 前各号に掲げるもののほか、本邦において両替業務(業として外国通貨・本邦通貨以外の通貨をいう。又は旅行小切手の売買を行うことをいう。)を行う者

三十八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める者

(本人確認義務等)

第三条 金融機関等は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者(以下「顧客等」という。)

との間で、金融に関する業務その他の政令で定める業務(以下「金融等業務」という。)のうち預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引(以下「預貯金契約の締結等の取引」という。)を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項(以下「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

- 一 自然人 氏名、住居及び生年月日

二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2 金融機関等は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために預貯金契約の締結等の取引を行うときその他の当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)

は、当該顧客等の本人確認に加え、当該預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人(以下「代表者等」という。)についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものために当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。

4 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、金融機関等が本人確認を行う場合において、当該金融機関等に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならない。

(本人確認記録の作成義務等)

第四条 金融機関等は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として主務省令で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 金融機関等は、本人確認記録を、前条第一項に規定する預金又は貯金の受入れを内容とする契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

(取引記録の作成義務等)

第五条 金融機関等は、金融等業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録(以下「取引記録」という。)を作成しなければならない。

2 金融機関等は、取引記録を、当該取引の行われた日から七年間保存しなければならない。

(金融機関等の免責)

第六条 金融機関等は、顧客等又は代表者等が預貯金契約の締結等の取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該預貯金契約の締結等の取引に係る義務の履行を拒むことができる。

(郵政官署への準用)

第七条 第三条、第四条及び前条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金の業務その他の政令で定める業務(以下この条において「郵便貯金等業務」という。)のうち郵便貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引について準用し、第五条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金等業務に係る取引について準用する。

(報告)

第八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、金融機関等に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第九条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に金融機関等の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(是正命令)

第十条 行政庁は、金融機関等がその業務に関して第三条第一項から第三項まで、第四条又は第五条の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関等に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(関係行政庁の協力)

第十一条 関係行政庁は、この法律の実施について、相互に協力するものとする。

(主務省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第十三条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主管行政庁等)

第十四条 この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める行政庁とする。

一 第二条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十九号から第三十一号まで及び第三十三号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣

二 第二条第四号及び第五号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百二十二号)第九十八条第一項に規定する行政庁

四 第二条第十号から第十三号まで及び第二十二号に掲げる金融機関等 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百二十七条第一項に規定する行政庁

五 第二条第十四号に掲げる金融機関等 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二条第十五号に掲げる金融機関等 経済産業大臣及び財務大臣 七 第二条第二十六号に掲げる金融機関等 商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十九号第一項に規定する主務大臣 八 第二条第二十七号に掲げる金融機関等 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第七十二条第一項に規定する主務大臣 九 第二条第二十八号に掲げる金融機関等 不動産特定共同事業法第四十九号第一項に規定する主務大臣 十 第二条第三十二号に掲げる金融機関等 商品取引所法第四十八号第一項に規定する主務大臣 十一 第二条第三十四号から第三十六号までに掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び財務大臣 十二 第二条第三十七号に掲げる金融機関等 財務大臣	務(この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 6 第一項から前項までに規定するもののほか、第八条から第十条までの規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。 7 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。 8 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合 三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会 四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合 五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 (罰則) 第十五条 第十条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第八条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 二 第九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を	し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第十七条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第三条第四項(第七条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第十五条 三億円以下の罰金刑 二 第十六条 二億円以下の罰金刑 三 前条 本条の罰金刑 (証券取引法の準用)	第十九条 証券取引法第九章の規定は、第十四条第四項各号に掲げる行為に係る第十七条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置の政令への委任) 第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (地方自治法の一部改正) 第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。 別表第一に次のように加える。	2 前項の規定にかかわらず、金融機関等のうち証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者が同法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引に係る同項各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)を行う場合には、当該行為に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。 3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。 4 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限(第十条に関するものを除く。)のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 一 第二条第十八号、第十九号及び第三十三号に掲げる金融機関等による行為 二 第二項に規定する行為 5 この法律に規定する行政庁の権限に属する事	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第 号) この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの 一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合 三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会 四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合 五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会	(金融庁設置法の一部改正) 第四条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。 第八条中「及び金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)」を、「金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第 号)」に改める。	第二十條第一項中「又は金融先物取引法」を「金融先物取引法又は金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に改める。 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
--	--	--	---	---	---	---	---

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(銀行等の本人確認義務等)

第十八条 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間で行う支払等当該顧客が非居住者である場合を除く。に係る為替取引(政令で定める小規模の支払又は支払等に係るものを除く。以下「特定為替取引」という。)を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項(以下「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

一 自然人 氏名、住所又は居所及び生年月日

二 法人 名称及び主たる事務所の所在地

2 銀行等は、顧客の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために特定為替取引を行うときその他の当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人が当該顧客と異なるとき(次項に規定する場合を除く。以下「当該顧客の本人確認に加え、当該特定為替取引の任に当たっている自然人(以下この条及び次条において「代表者等」という。))についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもののために当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人を顧客とみなして、第一項の規定を適用する。

4 顧客前項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下同じ。及び代表者等は、銀行等が本人確認を行う場合において、当該銀行等に対して、顧客又は代表者等の本人特定事項を偽つてはならない。第十八条の次に次の四条を加える。

(銀行等の免責)

第十八条の二 銀行等は、顧客又は代表者等が特定為替取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定為替取引に係る義務の履行を拒むことができる。

(本人確認記録の作成義務等)

第十八条の三 銀行等は、本人確認を行った場合には、直ちに、財務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として財務省令で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 銀行等は、本人確認記録を、特定為替取引が終了した日その他の財務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

(本人確認及び本人確認記録の作成のための是正措置)

第十八条の四 財務大臣は、銀行等が特定為替取引に関して第十八条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反していることを認めるときは、当該銀行等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(郵政官署への準用)

第十八条の五 第十八条から第十八条の三までの規定は、郵政官署が郵便為替業務又は郵便振替業務において特定為替取引を行う場合について準用する。

第二十二條の次に次の二条を加える。

(金融機関等の本人確認義務等)

第二十二條の二 銀行等、信託会社(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第一項に規定する信託会社をいう。以下同じ。)、証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。及び金融先物取引業者(金融先物取引法第二条第十一項に規定する金

融先物取引業者をいう。以下同じ。)(以下「金融機関等」という。は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者以下この項において「顧客等」という。との間で資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為(以下この条及び次条において「資本取引に係る契約締結等行為」という。)を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。

2 第十八条第二項から第四項まで及び第十八条の二から第十八条の四までの規定は、金融機関等が資本取引に係る契約締結等行為を行う場合について準用する。この場合において、第十八条の三第二項中「特定為替取引」とあるのは、「第二十二條の二第一項に規定する資本取引に係る契約」と読み替えるものとする。

(郵政官署等への準用)

第二十二條の三 第十八条第二項から第四項まで、第十八条の二、第十八条の三及び前条第一項の規定は、郵政官署が郵便貯金業務、郵便振替業務その他の政令で定める業務において資本取引に係る契約締結等行為を行う場合又は同業務として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいう。次項において同じ。において顧客と両替(政令で定める小規模のものを除く。次項において同じ。)を行う場合について準用する。この場合において、郵便貯金業務、郵便振替業務その他の政令で定める業務については、第十八条の三第二項中「特定為替取引」とあるのは、「第二十二條の二第一項に規定する資本取引に係る契約」と読み替えるものとする。

2 第十八条第二項から第四項まで、第十八条の二から第十八条の四まで及び前条第一項の規定は、本邦において両替業務を行う者(郵政官署を除く。が顧客と両替を行う場合について準用する。

第五十五條の二を次のように改める。

第五十五條の二 削除

第五十五條の三第二項中「(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券

る法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。及び「金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。)」を削る。

第六十九條の四第一項中「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため」を当該各号に定める規定の運用に關し、に、「当該各号に定める規定の運用に關し、外務大臣に意見を「外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力」に改め、同項第三号中「第二十四條第一項の下に」、第二十五條第一項若しくは第二項又は第四十八條第一項若しくは第二項を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「外務大臣は、国際平和を」外務大臣その他の関係行政機関の長は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため又は国際平和に改め、同項を同条第二項とする。

第七十條の次に次の一条を加える。

第七十條の二 第十八條の四第二十二條の二第二項及び第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一條の次に次の一条を加える。

第七十一條の二 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第十八條第四項(第十八條の五、第二十二條の二第二項並びに第二十二條の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、五十萬圓以下の罰金に処する。第七十二條第一項中「第六十九條の六から前条までの下に」(第七十條の二を除く。)を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第七十條の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し三億圓以下の罰金を、その人に対して同条

の罰金刑を科する。

第七十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十九条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。